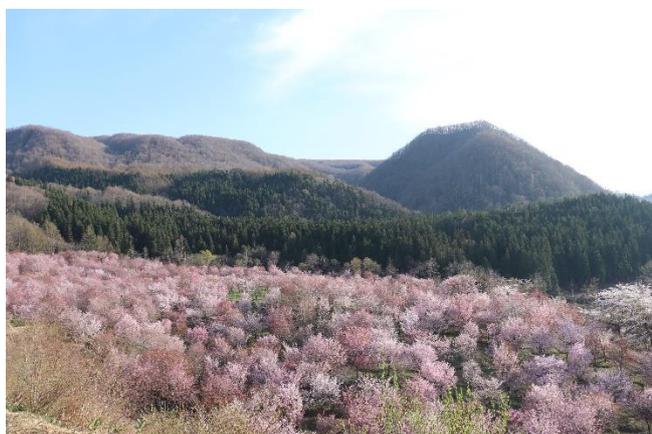


第2期 北塩原村 子ども・子育て支援事業計画

— 令和2年度～令和6年度 —



令和2年3月

福島県耶麻郡北塩原村

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の策定体制	3
4	計画の期間	4

第2章 子どもを取り巻く状況

1	人口や世帯数等の動向	5
2	教育・保育及び子ども・子育て支援事業の現状	10
3	子ども・子育て支援に関する住民意向	15
4	第1期計画における取組	24

第3章 基本理念・基本目標

1	基本理念	29
2	基本目標	30
3	施策の体系	31

第4章 子ども・子育て施策の展開

基本目標Ⅰ	安心な妊娠・出産と健やかな子どもの成長	33
基本施策1	心豊かな子どもを育むための支援	33
基本施策2	子どもの健康教育の推進	34
基本施策3	妊産婦と子どもの健康の向上	35
基本目標Ⅱ	幸せな暮らしを支える子育て支援サービスの充実	39
基本施策1	子育て支援サービスの充実	39
基本施策2	子どもの健やかな成長のための環境の整備	41
基本施策3	子育て家庭への経済的支援	41

基本目標Ⅲ 子ども・子育てを支える地域環境の充実	42
基本施策1 地域全体で子育てを支援する環境整備の推進	42
基本施策2 安心安全な子育て環境の整備	43
基本施策3 仕事と生活の両立への支援	45
基本施策4 援助を必要とする子どもや家庭への支援	45

第5章 子ども・子育て支援給付

1 教育・保育の提供区域	49
2 教育・保育及び地域型保育について	50
3 教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」と「確保方策等」について	50
4 教育・保育及び地域型保育の推進	52

第6章 地域子ども・子育て支援事業

1 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策等」について	53
-------------------------------------	----

第7章 計画の推進

1 計画・事業の周知	59
2 関係機関との連携・協働	59
3 計画の実施状況の点検・評価	60

資 料

1 計画策定までの経過	61
2 北塩原村子ども・子育て会議設置要綱	62
3 北塩原村子ども・子育て会議委員名簿	64

第1章 計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」の制定を受けて、本村では「北塩原村総合振興計画」を最上位計画とする「第1期北塩原村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て施策の推進に取り組んできました。

その後、平成28年5月には「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）が成立し、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化や市町村及び児童相談所の体制の強化を図ること等が定められ、平成29年6月には待機児童の解消等を目指す「子育て安心プラン」が公表され、同年12月には幼児教育の無償化を目指す「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定されました。平成30年9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備・充実が位置づけられました。令和元年には、5月に改正子ども・子育て支援法が可決・成立し、10月からの幼児教育・保育の無償化が決定、6月には改正子どもの貧困対策推進法が可決・成立し、子どもの貧困対策に関する計画策定を市区町村にも広げ、子どもへの支援を強化するなど、国における子ども・子育て支援に係る制度の拡充等が行われてきています。

このたび、「第1期北塩原村子ども・子育て支援事業計画」の計画期間の最終年度を迎えるにあたり、このような国の制度の拡充等を踏まえるとともに、当村における子育てニーズ等に対する施策方針となる「第2期北塩原村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

【子ども・子育て関連3法】

- ① 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

2 計画の位置づけ

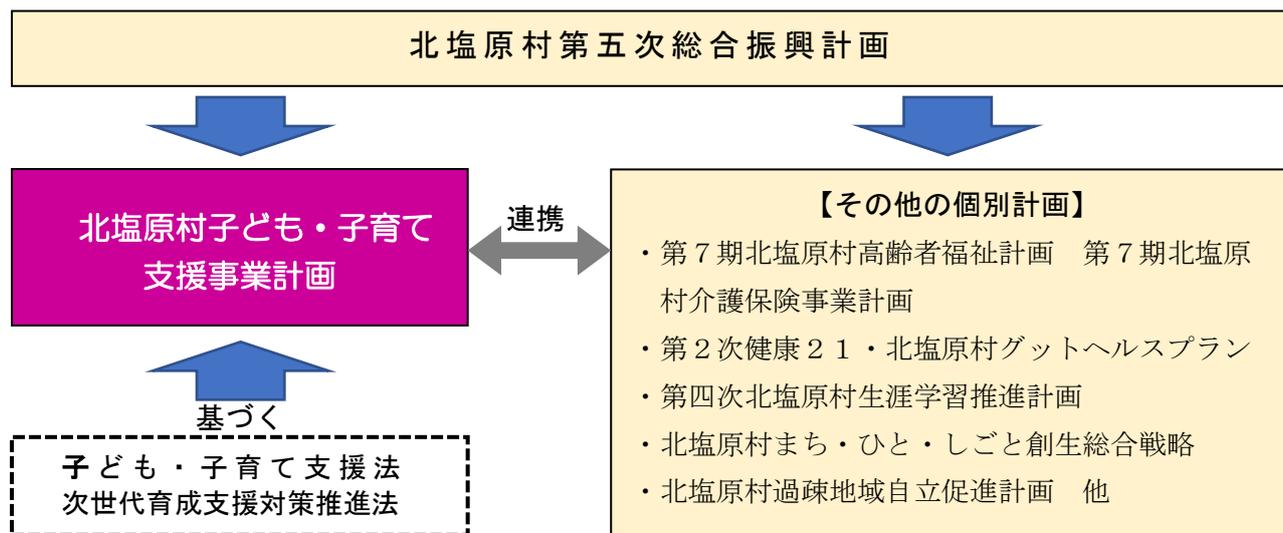
(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」並びに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と一体のものとして策定するものです。

(2) 北塩原村第5次総合振興計画及び他の計画との関連

本計画は、本村の最上位計画である「北塩原村第五次総合振興計画（平成29年3月策定）」のキャッチフレーズ“輝け未来 みんなの五色プロジェクト 北塩原村”の5つのビジョンのうちの1つ『結』【“結”のところで支え、栄え合うくらしづくり】の実現に向けた福祉部門の中の子ども・子育てに関する部門計画として位置づけられます。

また、同様に個別部門の計画として策定されている「第7期北塩原村高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」や「第2次健康21・北塩原村グッドヘルスプラン」、「第四次北塩原村生涯学習推進計画」などの個別計画と連携を図りながら策定するものです。



(3) 計画の対象と位置づけ

計画の主たる対象は「子ども」と「子育て家庭（保護者）」ですが、この計画における「子ども」とは、乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの子どもとし、「子育て家庭」とは、妊娠期を含むすべての子育て家庭とします。

また、この計画は、すべての子どもの「育ち」と保護者の「子育て」を支援するとともに、村民の子育てへの認識と理解を深めつつ、家庭、教育や保育の場、事業者、行政機関等が連携しながら、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するための計画とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
第1期 子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第2期 子ども・子育て支援事業計画				
									見直し

第2章 子どもを取り巻く状況

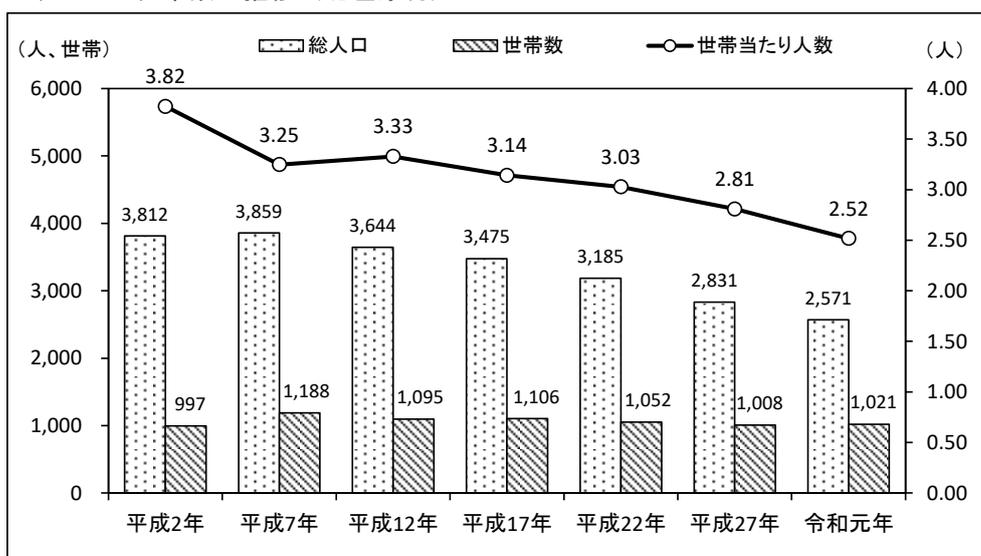
第2章 子どもを取り巻く状況

1 人口や世帯数等の動向

○人口・世帯数の推移

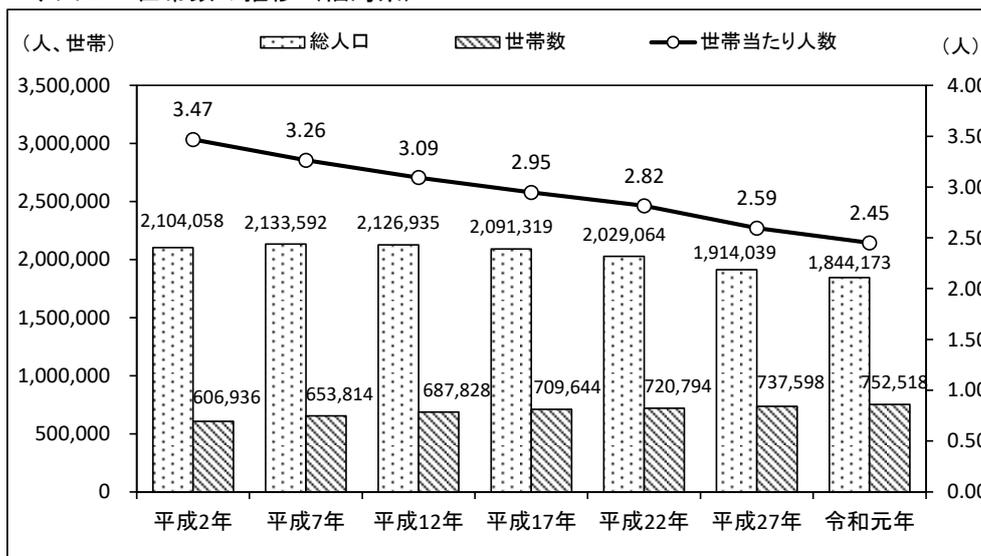
本村の人口は福島県と同様に、平成7年をピークに減少傾向にあり、令和元年は2,571人（現住人口調査）となっています。本村の世帯数は、総人口と同様に平成7年をピークに減少・横ばい傾向にあるのに対し、福島県は平成7年以降も増加傾向にあります。

◇人口・世帯数の推移（北塩原村）



資料：国勢調査（令和元年は現住人口調査10月1日現在）

◇人口・世帯数の推移（福島県）

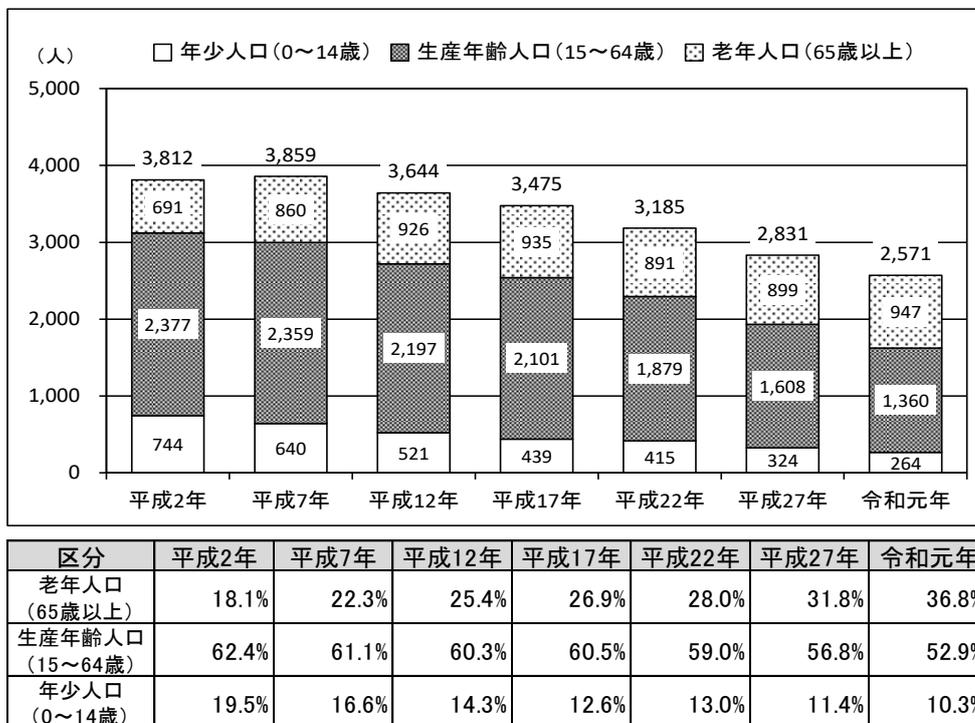


資料：国勢調査（令和元年は現住人口調査10月1日現在）

○年齢3区分別人口の推移

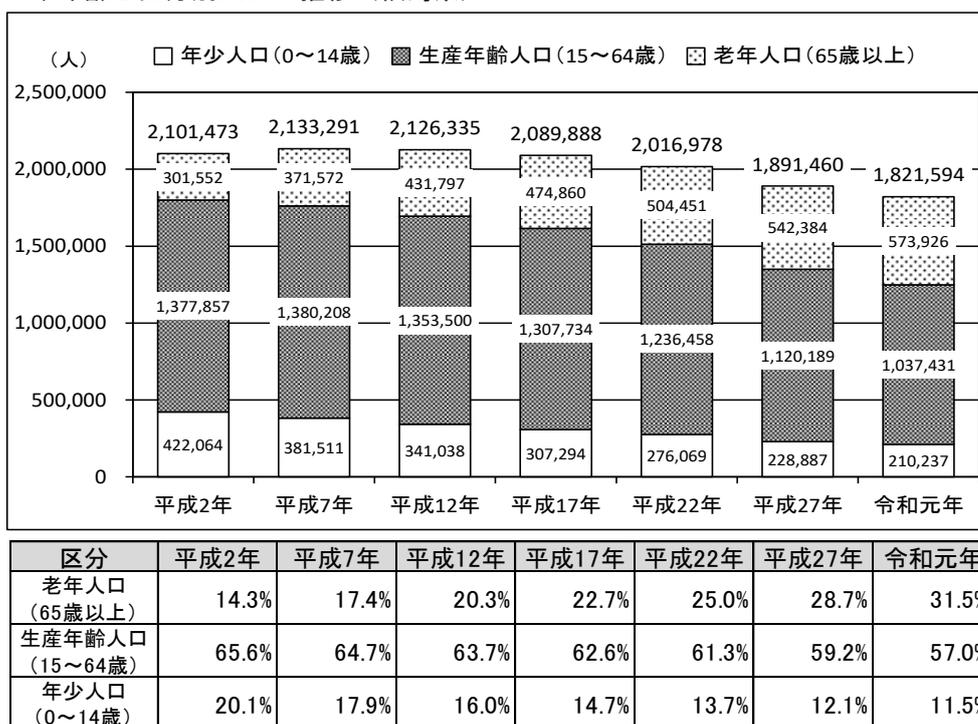
年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は大幅な減少であるのに対し、老年人口（65歳以上）は900人前後で推移しており、少子高齢化が年々顕著となっています。

◇年齢3区分別人口の推移（北塩原村）



資料：国勢調査（令和元年は現住人口調査10月1日現在）

◇年齢3区分別人口の推移（福島県）



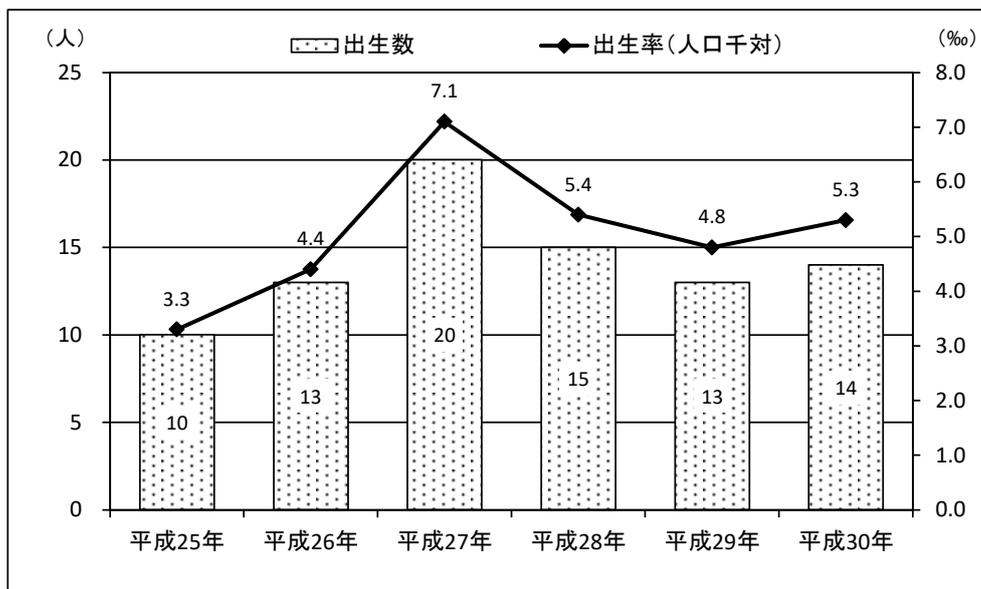
資料：国勢調査（令和元年は現住人口調査10月1日現在）

○出生数

本村の出生数は年によって増減はあるものの、毎年10～20人で推移しています。

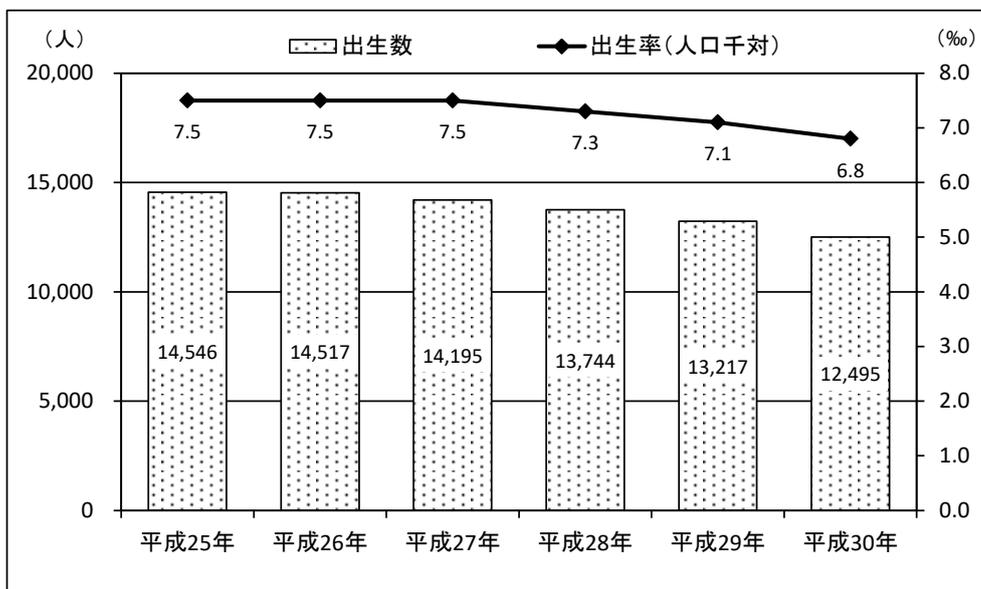
本村の出生率は年によって変動があるものの、各年5.0前後で推移しているのに対し、福島県は、近年は減少傾向にあるものの、平成30年は6.8となっています。

◇出生数の推移（北塩原村）



資料：福島県人口動態（平成30年は村住民課）

◇出生数の推移（福島県）

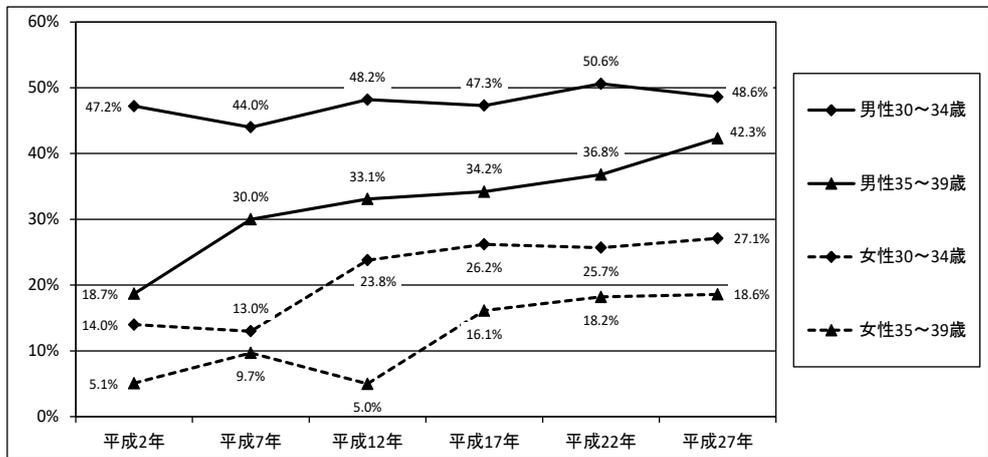


資料：福島県人口動態

○未婚率の推移

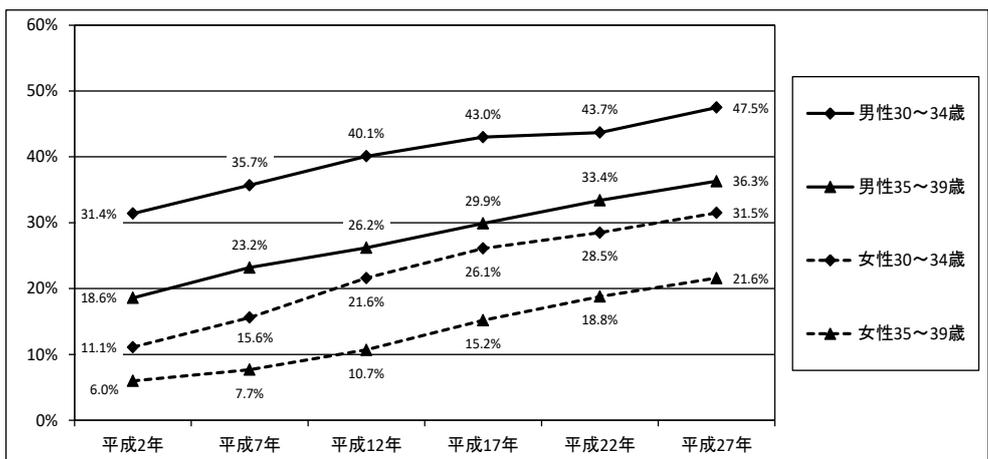
30歳代の未婚率をみると、福島県・本村とも年々未婚率は上昇しています。男性は福島県を上回っているのに対し、女性は平成22年以降、福島県を下回っています。

◇未婚率の推移（北塩原村）



資料：国勢調査

◇未婚率の推移（福島県）

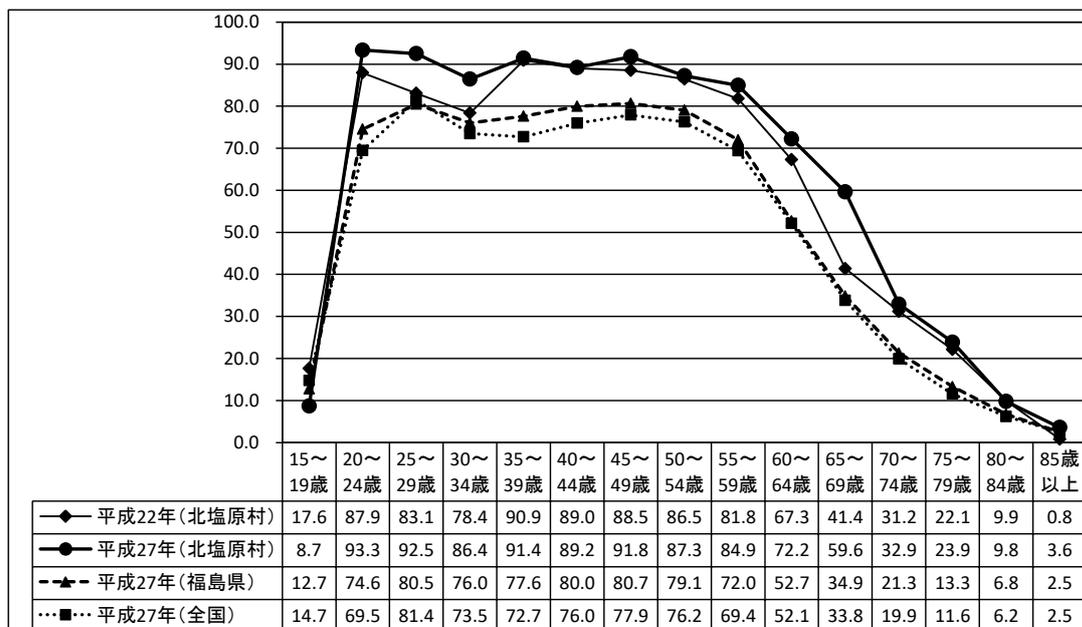


資料：国勢調査

○女性の労働力率

平成27年の本村の女性の労働力率をみると、20～79歳の各年代で平成22年より上昇しており、また、20歳以上の各年代で国及び県を上回る高い比率となっています。しかし、本村においても、結婚や出産・育児による離職の表れである、いわゆるM字カーブの低下が、30～34歳で顕著となっています。

◇女性の年齢階層別労働力率の推移



資料：国勢調査

2 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の現状

(1) 教育・保育施設

本村の幼稚園は、さくら小学校区（北山・大塩）にある村立「さくら幼稚園」と、裏磐梯小学校区（桧原・裏磐梯）にある村立「裏磐梯幼稚園」の2園があります。満3歳から小学校就学前の幼児が対象であり、園児数（平成30年度）は、「さくら幼稚園」は30人、「裏磐梯幼稚園」は6人と、定員60人に対して余裕のある受け入れとなっています。

教育時間は、8時30分から15時30分を基本としつつ、保護者が労働等により昼間家庭にいない園児を対象として預かり保育事業にも取り組んでいます。預かり保育の時間は、「さくら幼稚園」は7時30分から8時30分及び15時30分から18時00分まで、「裏磐梯幼稚園」は7時30分から8時30分及び15時30分から18時00分となっています。

令和元年10月から全国で幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、本村では平成18年度より保育料の無償化及び預かり保育料は月額2,000円で実施してきました（令和元年10月から無償化）。

◇幼稚園の状況

単位：人

区分	名称	定員	園児数	預かり保育事業
さくら小学校区	さくら幼稚園	60	30	7:30～8:30 及び 15:30～18:00
裏磐梯小学校区	裏磐梯幼稚園	60	6	7:30～8:30 及び 15:30～18:00
計	—	120	36	—

※園児数は平成30年度実績

資料：教育課

一方、村内の認可保育園は、北山地区に社会福祉法人が運営する「芙蓉保育園」が1園あります。0歳～3歳児を対象とする定員30人の施設であり、平成30年度の園児数は36人と、定員を超過する受け入れを行っています。

保育時間は、保護者の勤務状況により利用可能時間が定められており、標準時間は7時30分から18時30分、短時間は8時00分から16時00分であり、7時00分から19時00分まで延長保育を行っています。なお、一時預かり事業の利用はありません。

本村においては、保護者負担軽減、子育て施策を充実するため、国が定めた保育料より低い保育料としています。

◇保育園の状況

単位：人

区分	名称	定員	園児数	延長保育
村内全域	芙蓉保育園	30	36	標準 7:00～7:30、18:30～19:00 短時間 7:00～8:00、16:00～19:00
村外（広域入所）	その他（ミニテル保育園：猪苗代町）	—	1	18:30～21:00
計	—	30	37	

※園児数は平成30年度実績

資料：住民課

(2) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

①利用者支援事業

児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行う事業です。

本村では令和元年10月1日に北塩原村保健センター内に「子育て世代包括支援センター」を開設し、専任職員（保健師）による専門的な相談に対応しています。

◇利用者支援事業

単位：か所

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施か所数	0	0	0	0	1

資料：住民課

②時間外保育事業（延長保育）

保育の認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の保育園における保育を実施するもので、利用者の意向を踏まえ午前7時から午後7時まで延長保育を行います。

◇時間外保育事業の利用者数

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
さくら小学校区	15	20	13	18	9
裏磐梯小学校区	0	3	5	7	4
計	15	23	18	25	13

※令和元年度は9月1日現在

資料：住民課

③放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により日中家庭にいない児童に対し、適切な遊びの場及び生活の場を提供するとともに児童の健全育成を図る事業です。

本村においては、さくら小学校区のさくら児童クラブ、裏磐梯小学校区の裏磐梯児童クラブにおいて、通常の小学校授業日は放課後から午後6時まで、長期休業期間（春、夏、冬休み）や臨時的な学校休業日及び土曜日については、午前8時から午後6時まで開設しています。

◇放課後児童健全育成事業の利用者数

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
さくら小学校区	29	31	39	30	31
裏磐梯小学校区	11	10	11	6	6
計	40	41	50	36	37

資料：教育課

④子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

本村においては、該当者はおりません。

⑤地域子育て支援拠点事業

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て中の親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する事業です。

本村では令和元年度に開設した、北塩原村保健センター内の「子育て世代包括支援センター」において、育児相談、子育てサークルの支援、施設開放、広報活動などを実施しています。

◇地域子育て支援拠点事業

単位：か所、人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施か所数	0	0	0	0	1

資料：住民課

⑥預かり保育事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない在園児を対象に、幼稚園において預かり保育事業を行っており、さくら幼稚園では毎年 30 人前後が、裏磐梯幼稚園では 5 名前後が利用しています。

◇預かり保育事業の利用者数

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
さくら小学校区	50	28	32	27	35
裏磐梯小学校区	8	8	2	5	6

※令和元年度は 9 月 1 日現在

資料：教育課

⑦病児病後児保育事業

病児保育は、病気が回復期に至らない症状の急変が認められない児童で、就労等により保護者が日中に家庭で保育ができない児童を、保育園や病院等に付設された専用のスペースにおいて一時的に預かる事業です。

本村においては、現在のところ対応できる幼稚園・保育所はありません。

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本村においては、未実施のため実績はありませんが、喜多方広域圏内において、喜多方市・西会津町・北塩原村での共同設置を検討しています。

これまで、喜多方市通勤者は喜多方市ファミリー・サポート・センターを利用してきましたが、今後は喜多方広域圏において誰もが利用できるよう、費用負担による利用を検討しています。

⑨妊婦一般健康診査

すべての妊婦を対象に、公費による支援として妊婦健康診査を15回、産後健康診査を1回実施するとともに、ハイリスク妊産婦に対しては訪問指導等を行うなど、妊娠から出産まで妊産婦の健康管理を行う事業です。

近年、本村では毎年20人前後が健康診査を受診しています。

◇妊婦一般健康診査

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診者数	37	18	23	23	20

※令和元年度は9月1日現在の見込み

資料：住民課

⑩乳児家庭全戸訪問事業

乳幼児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子供が健やかに育成できる環境整備を図る事業です。

生後2か月を目安に保健師による訪問を実施しています。なお、長期的に里帰りする場合については、里帰り市区町村に訪問を依頼するなどの対応を行っています。

◇乳児家庭全戸訪問事業

単位：世帯

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問世帯数	21	15	14	9	15

資料：住民課

⑪ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業により養育支援が必要と認められる家庭や、特定妊婦（出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）の家庭の把握に努め、これらの児童や家庭に関わる関係機関との情報共有と連携により、当該家庭及び児童への支援を行う事業です。

◇養育支援訪問事業

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問者数	0	0	0	0	0

資料：住民課

⑫ 物品の購入等に係る助成事業

要保護・準要保護家庭への一部費用の助成を行う事業で、教育・保育の利用における日用品や文房具等の物品の購入に要する費用や行事への参加等に要する費用について助成しています。

◇物品の購入等に係る助成事業

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
助成件数	15	12	13	13	12

資料：住民課

⑬ 多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

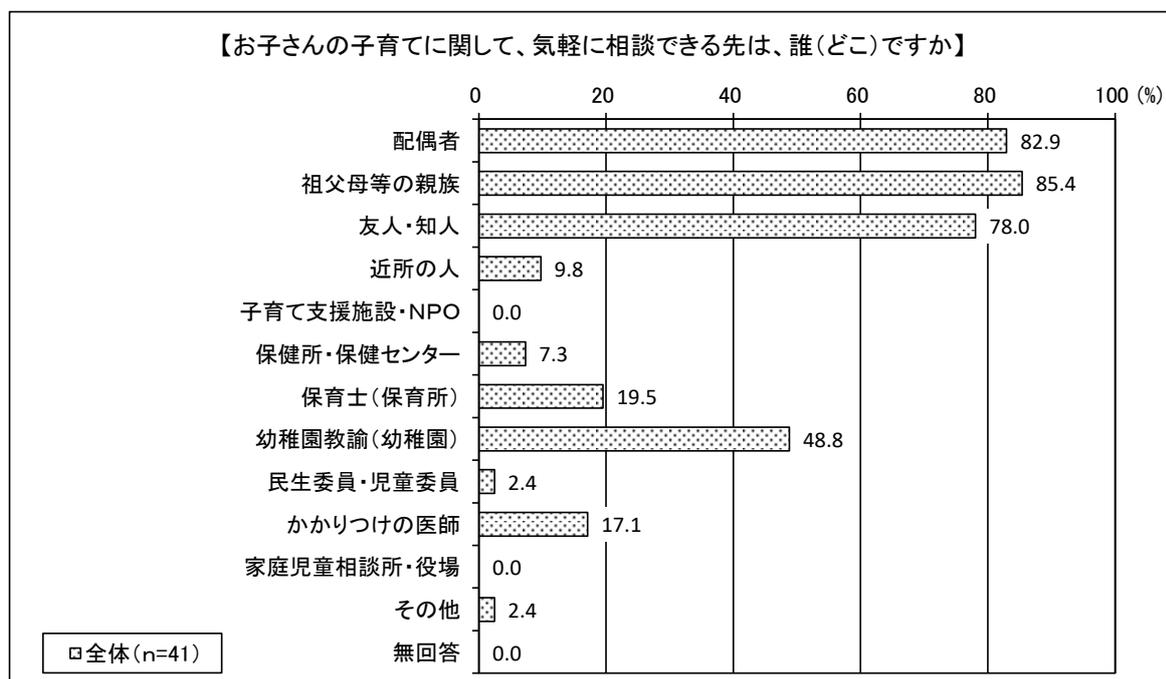
本村においては、芙蓉保育園の開園以降、民間参入の動きはありません。

3 子ども・子育て支援に関する住民意向

実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」をもとに、子ども・子育て支援に関する実態及び意向を以下のとおり整理します。

(1) 子育てに関する相談（就学前児童）

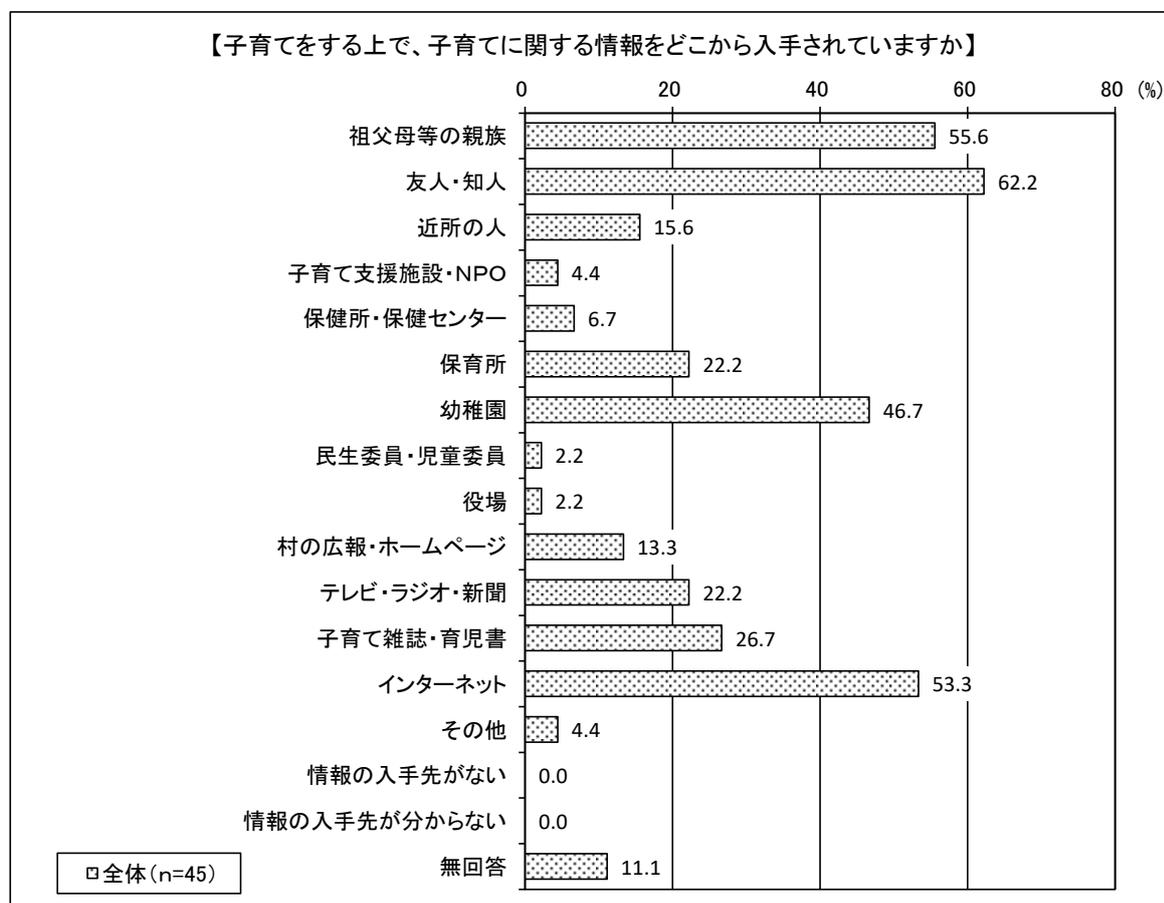
子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）かについては、「祖父母等の親族」が85.4%で最も比率が高く、次いで「配偶者」が82.9%、「友人・知人」が78.0%、「幼稚園教諭（幼稚園）」が48.8%となっています。



資料：アンケート調査(就学前児童)

第2章 子どもを取り巻く状況

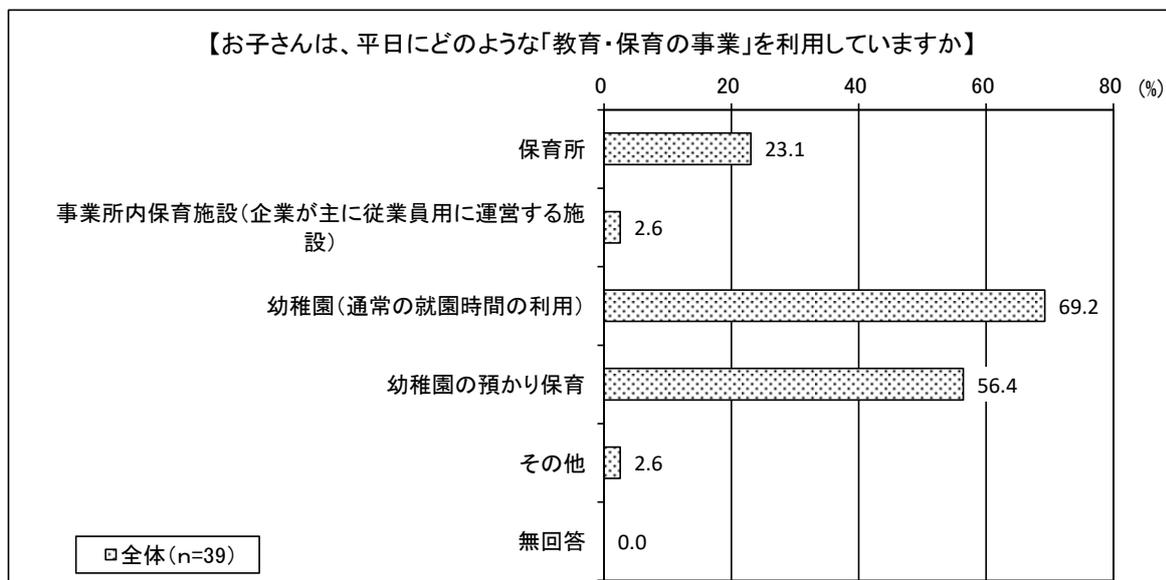
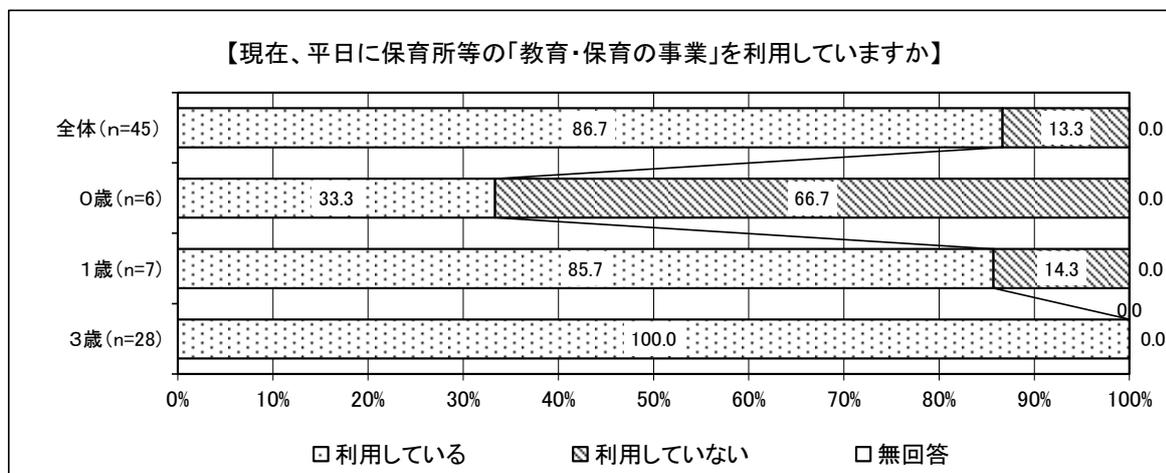
子育てをする上で、子育てに関する情報の入手先については、「友人・知人」が62.2%で最も比率が高く、次いで「祖父母等の親族」が55.6%、「インターネット」が53.3%、「幼稚園」が46.7%、「子育て雑誌・育児書」が26.7%、「保育所」及び「テレビ・ラジオ・新聞」がともに22.2%となっています。



資料：アンケート調査(就学前児童)

(2) 定期的な教育・保育施設の利用状況（就学前児童）

平日の定期的な教育・保育施設の利用率は、0歳児で33.3%、1・2歳で85.7%、3歳～5歳では100%と、年齢が上がるにつれて施設を利用する割合が高くなっています。

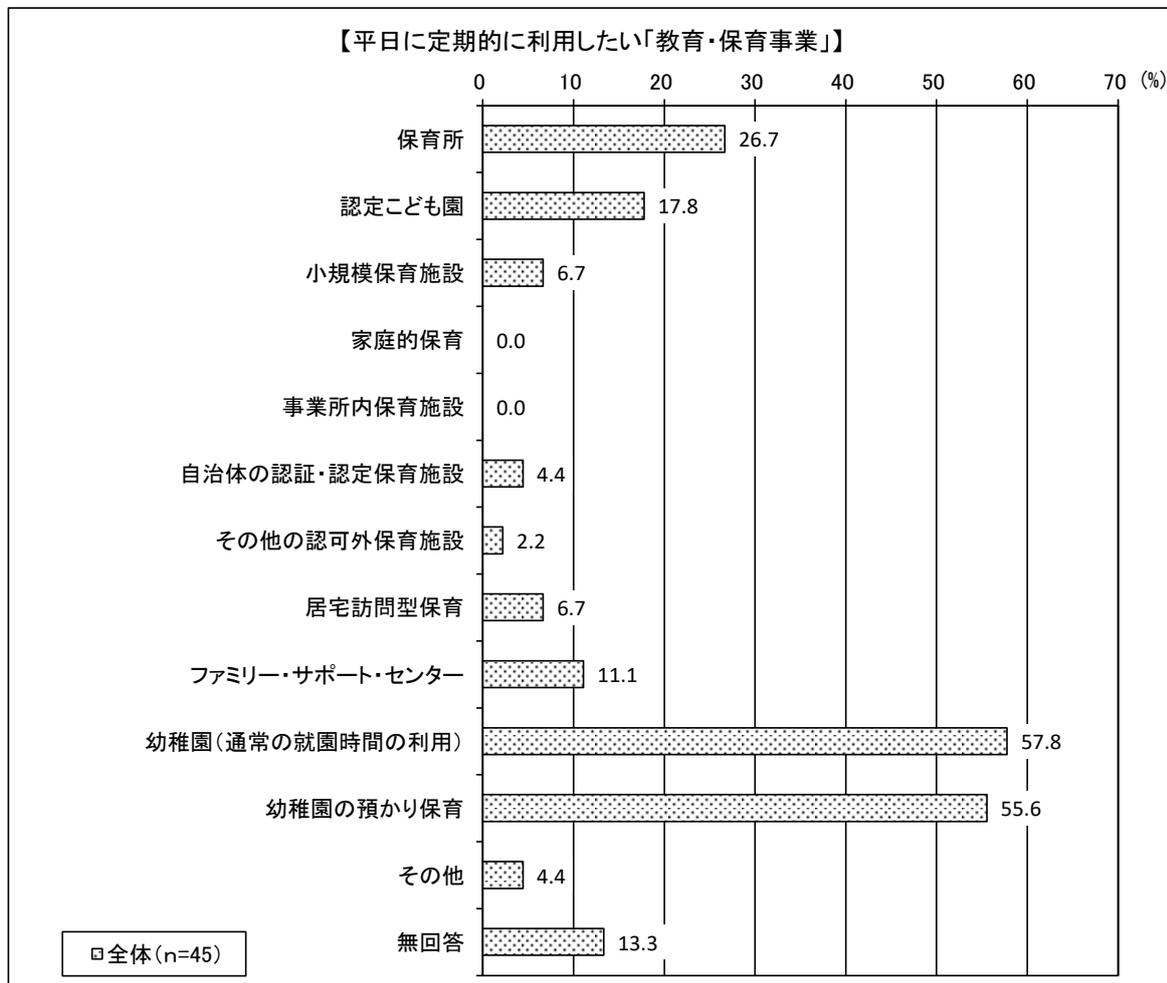


※認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育、自治体の認証・認定保育施設、その他の認可外保育施設、居宅訪問型保育、ファミリー・サポート・センターは利用者がなかったため省略した。

資料：アンケート調査(就学前児童)

(3) 定期的に利用したい教育・保育事業（就学前児童）

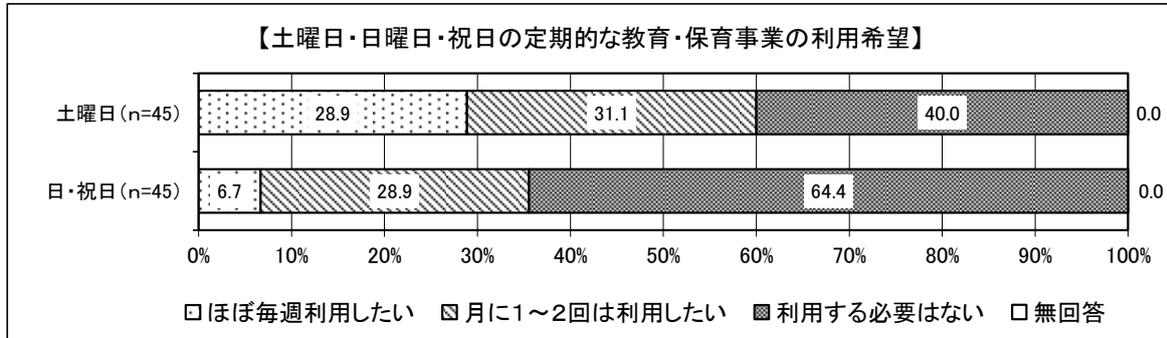
平日に定期的に利用したい教育・保育事業については、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が57.8%で最も比率が高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が55.6%、「保育所」が26.7%となっています。



資料：アンケート調査(就学前児童)

(4) 土・日・祝日の教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

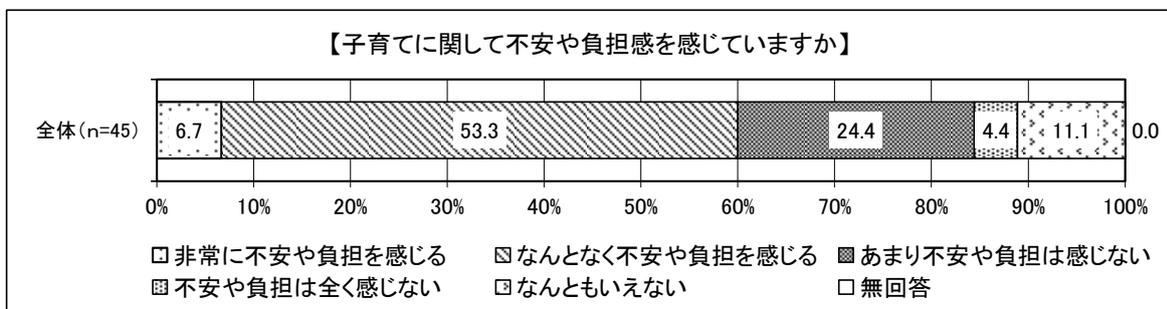
土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向は、土曜日は「ほぼ毎週利用したい」が28.9%、「月に1～2回は利用したい」が31.1%、日・祝日は「ほぼ毎週利用したい」が6.7%、「月に1～2回は利用したい」は28.9%となっています。



資料：アンケート調査(就学前児童)

(5) 子育てに関する不安や負担感（就学前児童）

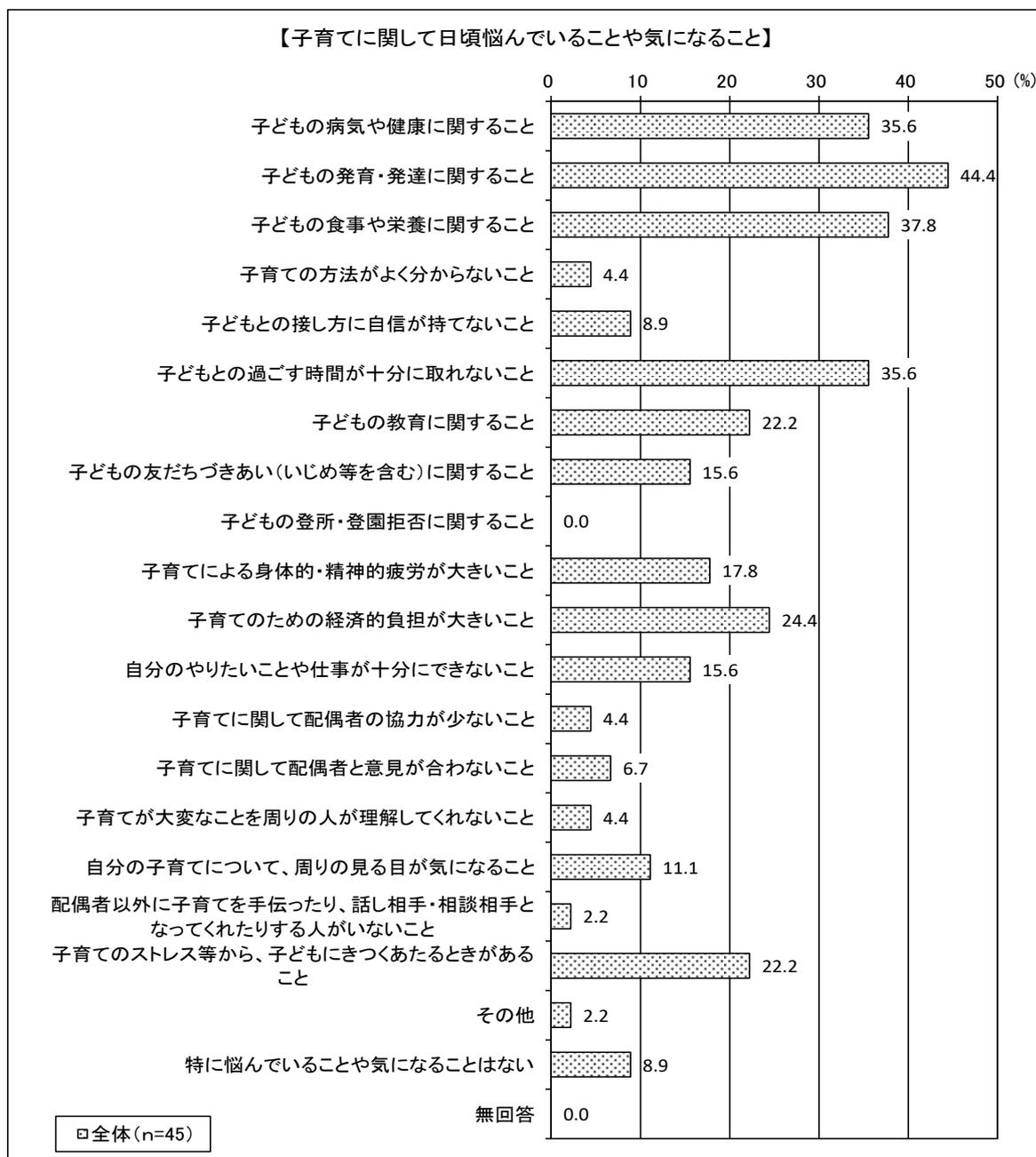
子育てに関して不安や負担感は、「非常に不安や負担を感じる」(6.7%)と「なんとなく不安や負担を感じる」(53.3%)を合わせた『負担を感じる』が60.0%となっており、一方、「不安や負担は全く感じない」(4.4%)と「あまり不安や負担は感じない」(24.4%)を合わせた『負担は感じない』は28.8%となっており、「なんともいえない」は11.1%となっています。



資料：アンケート調査(就学前児童)

第2章 子どもを取り巻く状況

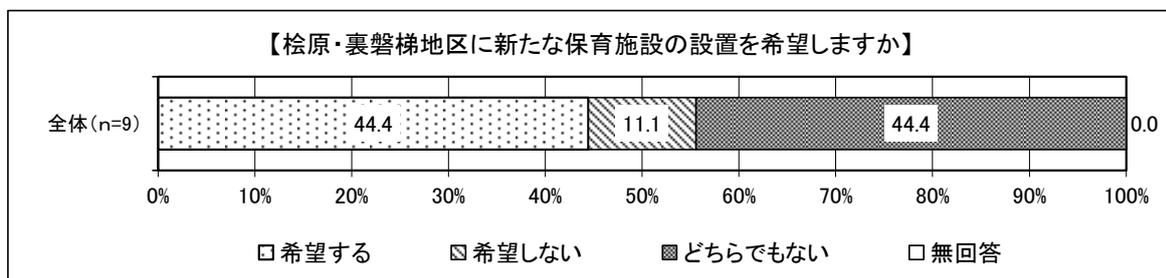
子育てに関して日頃悩んでいることや気になることについては、「子どもの発育・発達に関すること」が44.4%で最も比率が高く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」が37.8%、「子どもの病気や健康に関すること」及び「子どもとの過ごす時間が十分に取れないこと」が35.6%となっています。



資料：アンケート調査(就学前児童)

(6) 桧原・裏磐梯地区への新たな保育施設の設置希望（就学前児童）

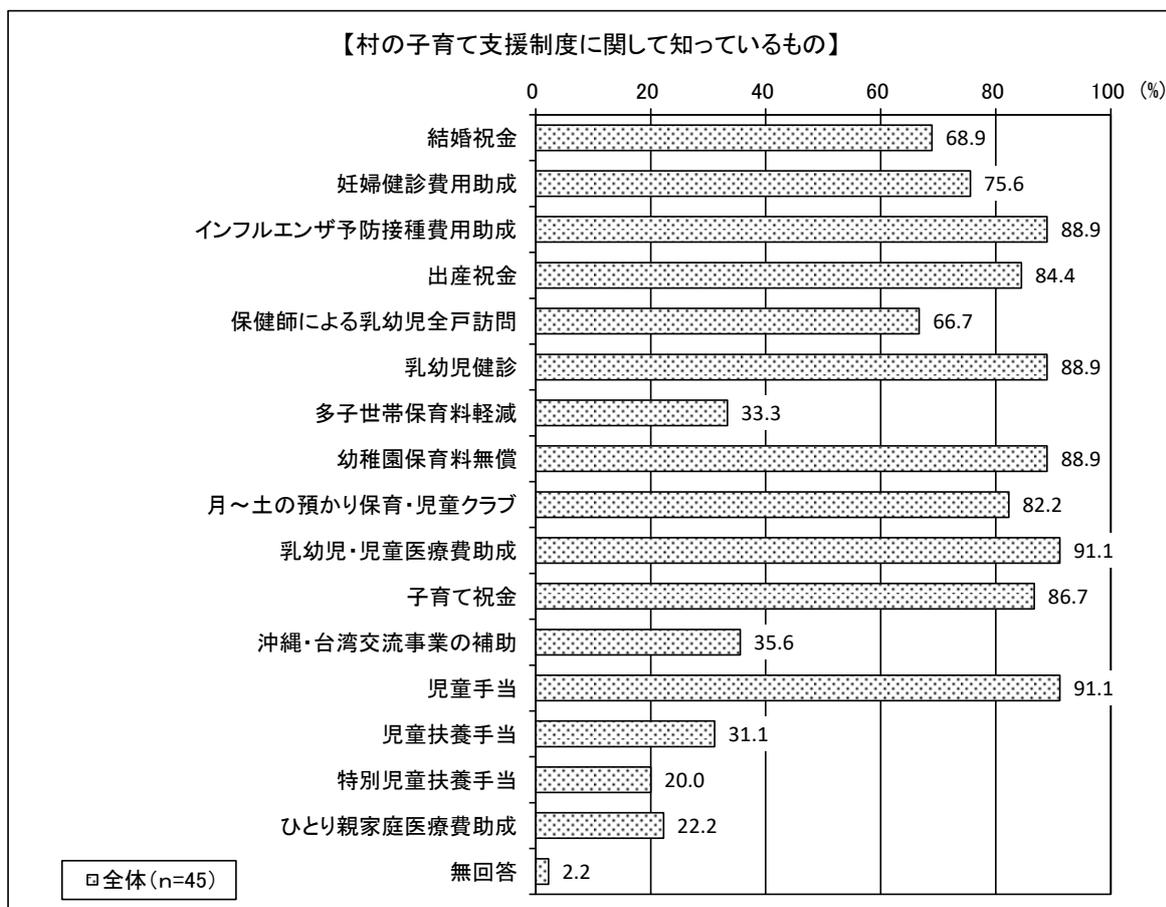
新たな保育施設の設置を希望するかについては、「希望する」及び「どちらでもない」がともに44.4%、「希望しない」が11.1%となっています。



資料：アンケート調査(就学前児童)

(7) 村の子育て支援制度の有無（就学前児童）

知っている村の子育て支援制度は、「乳幼児・児童医療費助成」及び「児童手当」がともに91.1%で最も比率が高く、次いで「インフルエンザ予防接種費用助成」及び「乳幼児健診」、「幼稚園保育料無償」がいずれも88.9%、「子育て祝金」が86.7%、「出産祝金」が84.4%、「月～土の預かり保育・児童クラブ」が82.2%となっています。

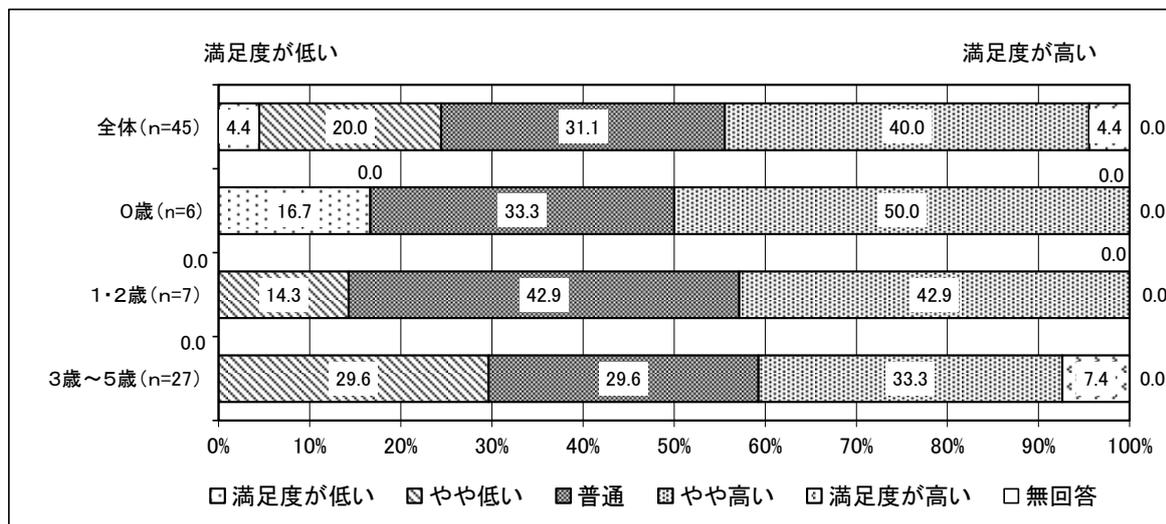


資料：アンケート調査(就学前児童)

(8) 子育て環境や支援に対する満足度（就学前児童）

本村の子育て環境や支援に対する満足度では、全体では「やや高い」が40.0%で最も多く、「普通」が31.1%、「やや低い」が20.0%となっています。

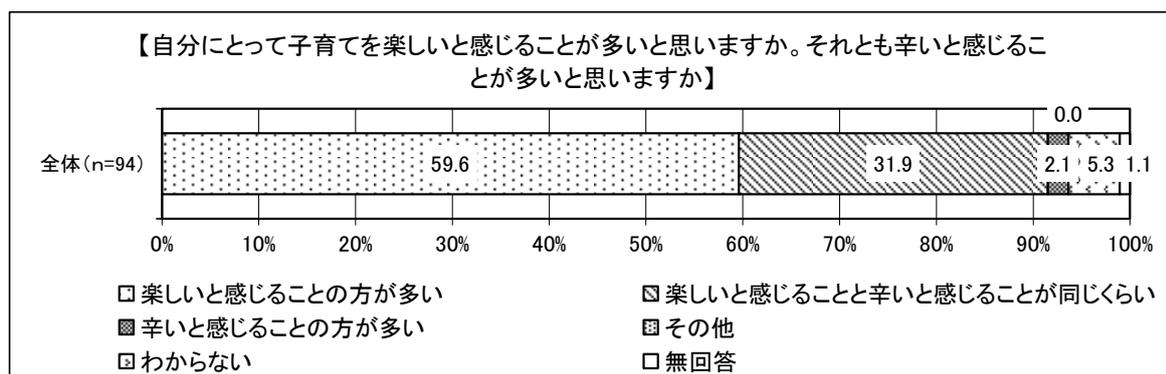
年齢別の満足度では、それぞれの年齢で「やや高い」が最も多く、次いで「普通」が多くなっています。



資料：アンケート調査(就学前児童)

(9) 子育て全般について（小学生）

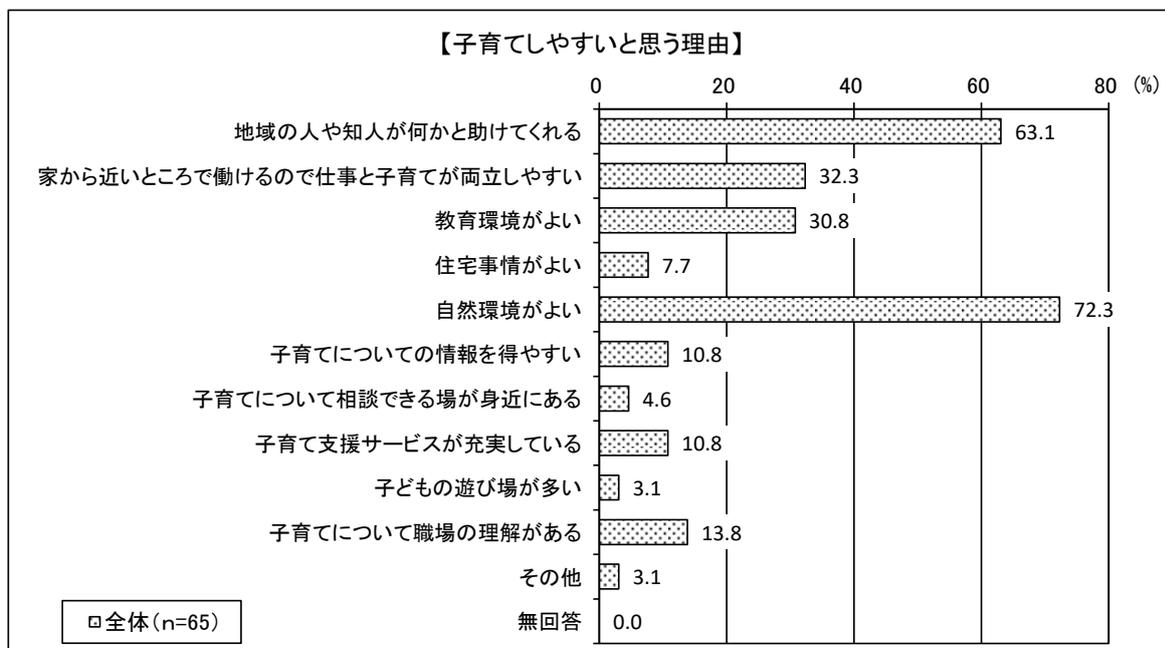
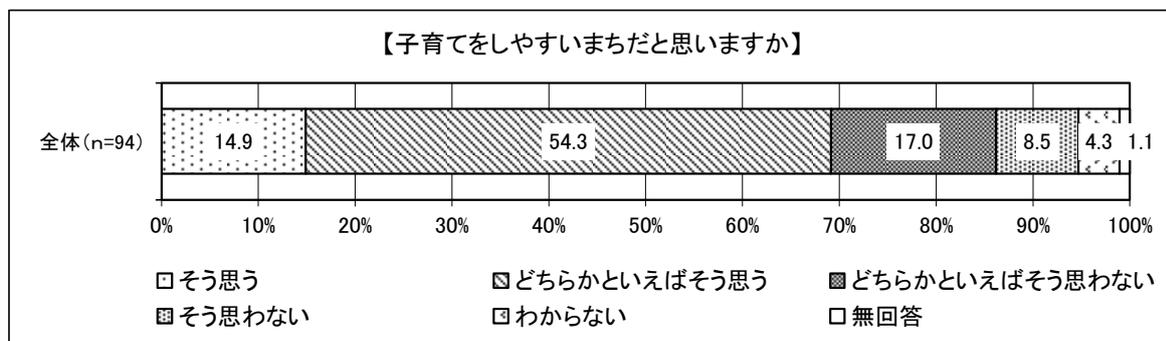
自分にとって子育てを楽しんでいると感じることが多いか、辛いと感じることが多いかについては、「楽しいと感じることの方が多い」が59.6%で最も比率が高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が31.9%、「わからない」が5.3%、「辛いと感じることの方が多い」は2.1%となっています。



資料：アンケート調査(小学生)

子育てをしやすいまちだと思えるかについては、「そう思う」(14.9%)と「どちらかといえばそう思う」(54.3%)を合わせた『思う』が69.2%となっており、一方、「そう思わない」(8.5%)と「どちらかといえばそう思わない」(17.0%)を合わせた『思わない』は25.5%、「わからない」は4.3%となっています。

子育てしやすいと思う理由は、「自然環境がよい」が72.3%で最も比率が高く、次いで「地域の人や知人が何かと助けてくれる」が63.1%、「家から近いところで働けるので仕事と子育てが両立しやすい」が32.3%、「教育環境がよい」が30.8%となっています。



資料：アンケート調査(小学生)

4 第1期計画における取組

第1期計画（計画期間：平成27年度(2015)～令和元年度(2019)）における施策ごとの主な取組は以下のとおりです。

基本的視点Ⅰ 地域全体で子育てを支えるむら

基本的視点・基本施策・主な施策		実施事業、取組み
1 地域全体で子育てを支援する環境整備の推進		
(1)子育てに関する意識の醸成	①男女共同参画事業の推進	関係機関作成のポスター・リーフレットの掲示(仕事・子育て・DV等) 裏磐梯中学校において「みんなで築こう男女共同参画社会」公開授業の実施
	②子どもの権利を尊重する意識づくり	子どもの権利等の教育推進、児童福祉月間(5月)における子どもの権利に関する啓発
(2)地域のすべてが参加する子育て支援	①子どもの健全な育成	子どもの主張大会を実施 子どもが日ごろから抱いている夢などについて、発表する機会の創出
	②思春期の子どもの健全育成事業	幼児教育支援事業の中で実施 裏磐梯中学校において家庭科の授業で裏磐梯幼稚園へ訪問し、園児と触れ合う活動を実施
(3)子育て支援拠点の整備	①地域子育て支援センターの充実	親子ふれあい広場

基本的視点Ⅱ 安心して子どもを産み・育てられるむら

基本的視点・基本施策・主な施策		実施事業、取組み
1 妊産婦や子どもの健康の向上		
(1)妊娠や出産に関する健康情報の充実	①母子健康手帳の交付による妊婦の健康管理	母子健康手帳の交付や、医療機関との連携による支援が必要な妊産婦に対する訪問指導の実施
(2)妊婦、乳幼児健診の充実	①妊婦一般健康診査助成	妊婦健康診査の助成
	②乳幼児健康診査事業	3～4ヶ月児、9～10ヶ月児、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児健康診査の実施
(3)乳幼児に関する健康情報の充実	①乳幼児の健康相談事業の充実	乳幼児の健康や発達及び予防接種等に関する相談に対応
	②乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる家庭に対し、全戸訪問を実施
(4)救急医療体制の充実	①救急医療体制(小児)	流行疾患に関する情報提供の実施
(5)食育の推進	①年齢に応じた食育の推進	乳幼児健康診査、親子ふれあい広場等での月齢、年齢に合わせた相談、指導の実施 親子栄養食育講座、げんキッズによる栄養指導、生徒・保護者を対象とした食育講演会の実施
	②食育の推進	村主催イベント会場等において、保育園、幼稚園、学校、地域で取り組む望ましい食習慣のための普及啓発活動を実施 幼稚園において栄養・栽培活動調理体験、小学校において栄養士から食に関する講話、中学校において学校給食週間の実施

基本的視点Ⅱ 安心して子どもを産み・育てられるむら

基本的視点・基本施策・主な施策		実施事業、取組み
2 子育て家庭への支援サービスの充実		
(1)子育てに関する情報提供の充実	①利用者支援事業	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠、出産、子育てに関する相談に対応
	②ホームページの活用	子育てに関する必要な手続き等に関してホームページに掲載 各小・中学校において学校行事等を掲載
(2)子育て家庭への相談体制充実	①子育て家庭への相談指導の充実	家庭教育支援事業(保護者を含めた子育て講座)を実施 新入園児への家庭訪問や希望者による個別面談の実施
	②生涯学習の充実	地域を知るためや、村内外との交流を図るための成人体験交流事業や青年交流促進事業、やどかりクラブの実施
	③親を育成する機会の充実	幼児教育支援事業(保護者を含め、幼児を対象とした読み聞かせ会等)を実施 子育て講演会、本の読み聞かせ会、栄養食育教室、人形劇鑑賞、早寝早起き朝ご飯キャラバン隊の受入れを実施
(3)教育・保育サービスの充実	①子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の充実	子どもとその保護者が希望する教育・保育が受けられるような質の高い教育・保育サービスの提供 研修会への積極的参加及び幼稚園間の交流による知識や技能の向上を実施
	②延長保育の検討	北塩原村立幼稚園預かり保育事業 保育園における朝・夜の延長保育の実施
	③一時預かり事業の実施	緊急・一時的な預かりについて、近隣自治体で預かり可能な施設の紹介 喜多方市のファミリー・サポート・センター等
(4)放課後児童健全育成事業の充実	①放課後学童保育事業(放課後児童クラブ)	北塩原村学童保育事業(さくら児童クラブ、裏磐梯児童クラブ)
3 子育てしやすい環境の整備		
(1)安心して外出できる環境の整備	①利用しやすい公共施設等の整備	安全安心確保のため雪止め修繕を実施
(2)子育てしやすい居住環境の整備	①村営住宅の整備	村営住宅の整備、管理の実施
(3)公園や広場の整備	①公園や広場の整備	未実施
	②自然を活かした子育て環境の推進	未実施
4 仕事と生活の両立への支援		
(1)仕事との生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への支援	①仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	庁内掲示板に広報ポスターの設置・啓発
	②男女共同参画推進事業の推進	関係機関作成のポスター・リーフレットの掲示(仕事・子育て・DV等)
	③病時保育一時預かり事業	近隣自治体と調整・協議、保護者の就労先の理解・対応の啓発

第2章 子どもを取り巻く状況

基本的視点Ⅱ 安心して子どもを産み・育てられるむら

基本的視点・基本施策・主な施策		実施事業、取組み
5 子育て家庭への経済的支援		
(1)教育・養育費等への支援	①児童手当	児童を養育している方に手当を支給
	②乳幼児及び児童医療費の助成	0歳～18歳までの乳幼児・児童医療費の無償化を実施
	③保育料等の減免	保育所に入所している多子世帯において、階層に応じて保育料の減免措置の実施 幼稚園における保育料の無償は引き続き実施中
6 援助を必要とする子どもや家庭への支援		
(1)子どもの虐待防止に向けた取組み	①養育支援訪問事業	養育支援を必要とする家庭の把握に努め、支援が必要な家庭に対し、保健師等による専門的な指導・助言を実施
(2)ひとり親家庭への支援	①ひとり親家庭福祉相談	就業相談や職業紹介、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭への給付金制度等の情報提供を実施
	②児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために手当を支給
	③ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親世帯に対し、医療費を助成
(3)障がいのある子どもや家庭への支援	①妊婦及び乳幼児への健康診査の実施	妊婦健康診査の助成及び乳幼児健診を実施
	②障がい児を持つ家庭への支援	乳幼児発達観察相談会及び他機関の相談事業を紹介

基本的視点Ⅲ 子どもが元気に育つむら

基本的視点・基本施策・主な施策		実施事業、取組み
1 親育ちへの支援		
(1)子育て中の親への支援	①地域子育て支援拠点事業等の拡充	親子ふれあい広場
	②子育てをしている親の知識向上	幼児教育支援事業で、保護者を含め、親子で触れ合えるような芸術鑑賞や音楽鑑賞、栄養教室、早寝早起き朝ご飯教室、人形劇鑑賞等を実施
(2)乳幼児とふれあう機会の提供	①学校や職場体験での乳幼児とふれあう機会の提供	中学生の職場体験を幼稚園で受入実施
(3)思春期における健康教育の推進	①正しい性知識を醸成する教育の充実	学校からのニーズを踏まえ、家庭教育支援事業の一環として第一中学校で保護者を含めた、講演を実施(思春期講座)
	②薬物使用防止教育の充実	幼児教育支援事業の中で実施 各小・中学校において薬物乱用防止教室の実施

基本的視点Ⅲ 子どもが元気に育つむら

基本的視点・基本施策・主な施策		実施事業、取組み
2 心豊かな子どもを育むための支援		
(1)体験活動情報の提供	①子ども向けイベント等の情報提供	子ども体験活動事業(チャレンジスクール)等の情報を村広報紙に掲載、チラシを作成し、全戸配布を実施 幼稚園において未就園児へのクリスマス会の招待
(2)豊かな心を育む体験活動等の提供	①校外活動やスポーツ活動の充実	市町村対抗県縦断駅伝競走大会へ村内中校生から一般の方が参加 村内各種イベントへ参加
	②体験やボランティア活動の推進	子ども体験活動事業(チャレンジスクール)による親子クッキングや発掘体験を実施 ザリガニ釣り体験、愛校活動において地域のゴミ拾い、職場体験、一人暮らしのお年寄りの家の除雪ボランティア
(3)他の地域や海外との交流推進	①国内交流の推進	沖縄県東村との交流事業 裏磐梯中学校において杉並区立和泉学園と毎年交流学习の実施、猪苗代特別支援学校と交流学习を実施
	②国際交流の推進	村の将来を担う中学生を台湾に派遣し、国際的な視野を広げることを目的として実施
3 子どもの健やかな成長のための環境の整備		
(1)教育・保育環境の充実	①教育・保育施設の充実	子どもとその保護者が希望する教育・保育が受けられるように質の高い教育・保育サービスの提供 広域入所を実施
	②子育て支援施設としての機能充実	放課後児童クラブや幼稚園における預かり保育を実施 喜多方市のファミリー・サポート・センターの利用
(2)保育園・幼稚園・小学校の連携推進	①保育園・幼稚園・小学校の交流推進	幼稚園・保育園児交流及び保育士との意見交換実施 運動会や文化祭を通じた幼稚園・小学校との交流を実施 幼稚園児と低学年児童の授業参観や共同学習の実施、小学生による幼稚園児への読み聞かせ、幼・小・中学校合同クリーンアップ作戦を実施
4 子どもの安全の確保		
(1)子どもを守る活動の推進	①防犯活動の推進	夏休み中における事件事故防止活動、各地区祭礼時の街頭指導等 防犯教室、不審者対策の避難訓練の実施
	②防犯に関する情報提供	各防犯支部・教育関係者と地元警察との情報共有(個人情報に関係するため、情報提供は適に判断) 近隣自治体の不審者発生時の注意喚起、メール配信(ライデン・スクール)による情報提供
(2)子どもの交通安全活動の推進	①安全な道路環境の整備	村道北山・学校線改良工事 村道自然活用センター線 区画線工事 台風・強風後の道路清掃
	②交通安全教育の推進	幼・小・中学校交通教室指導
	③冬期間の雪対策	周辺村道の除雪 雪害予防教室の実施

第2章 子どもを取り巻く状況

基本的視点・基本施策・主な施策		実施事業、取組み
5 子どもの悩みへの相談支援体制の充実		
(1)子どもの悩みへの相談支援体制の充実	①問題行動の早期発見・未然防止	幼・小・中学校や地域との連携により、情報提供や情報共有を実施 教育相談、生徒指導協議会、教育研究会を組織し、情報共有と支援体制の充実を図る

第3章 基本理念・基本目標

第3章 基本理念・基本目標

1 基本理念

子ども・子育て支援とは、平成27年4月に施行された「子ども・子育て関連3法」に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、質の高い教育・保育の提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を総合的に推進していくことを指します。

子どもは、社会にとってかけがえのない存在であり、次世代を担う宝です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せでもあります。行政のみならず地域社会、住民すべてが協働し、すべての子どもたちが豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育てられ、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができる環境をつくりあげていくことが求められています。

村では、第1期北塩原村子ども・子育て支援事業計画を策定、「子どもたちの笑顔があふれるむら・北塩原」を基本理念に掲げ、子どもの健全な発達と子育て環境のいっそうの充実を図ってきました。

第2期北塩原村子ども・子育て支援事業計画においては、第1期計画の想い、施策を継承するとともに、総合振興計画における本村の資源（「本村の強み」や「村民の姿」など）さらにはニーズ調査から得られた村における子育ての強み（「地域の人々のつながり」や「子育て環境の良さ」）を踏まえ、「人の温かさと自然の豊かさのもと、笑顔あふれる子ども・子育てのむら・北塩原」を基本理念としました。

◇第1期計画【平成27年度～令和元年度】

： 子どもたちの笑顔があふれるむら・北塩原



◇第2期北塩原村子ども・子育て支援事業計画【令和2年度～令和6年度】

人の温かさと自然の豊かさのもと、

笑顔あふれる子ども・子育てのむら・北塩原



◇第五次総合振興計画【平成29年度～令和8年度】

【本村の強み】

- ・多様性
- ・機動性
- ・美しい自然・景観

【村民の姿】

夢に向かって常に光り輝き、周りの人の出来事(他人事)を自分の出来事(自分事)のように思いやりの心でつながることができる心温かい村民、ともに考え、未来につなぐ、未来にはばたく村民

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、本村の現状と第1期計画の取組を踏まえ、以下の3つの基本目標を定め、基本施策を展開します。

○基本目標Ⅰ 安心な妊娠・出産と健やかな子どもの成長

全国的な人口減少社会の中、本村においても人口の減少が続いており、特に、出生数の減少、児童数の減少は顕著であり、本村の大きな課題となっています。

妊娠から出産、子育てまで、一人ひとりに寄り添い、すべての村民が安心して、健康に子どもを産み育てることができる取組を推進します。

○基本目標Ⅱ 幸せな暮らしを支える子育て支援サービスの充実

アンケート結果から、就労している母親が増加しており、共働き世帯も増加しています。また、核家族化も進行しており、日中、子どもの預かりを希望する世帯が増加するとともに、預かりを希望する時間が長時間化しています。

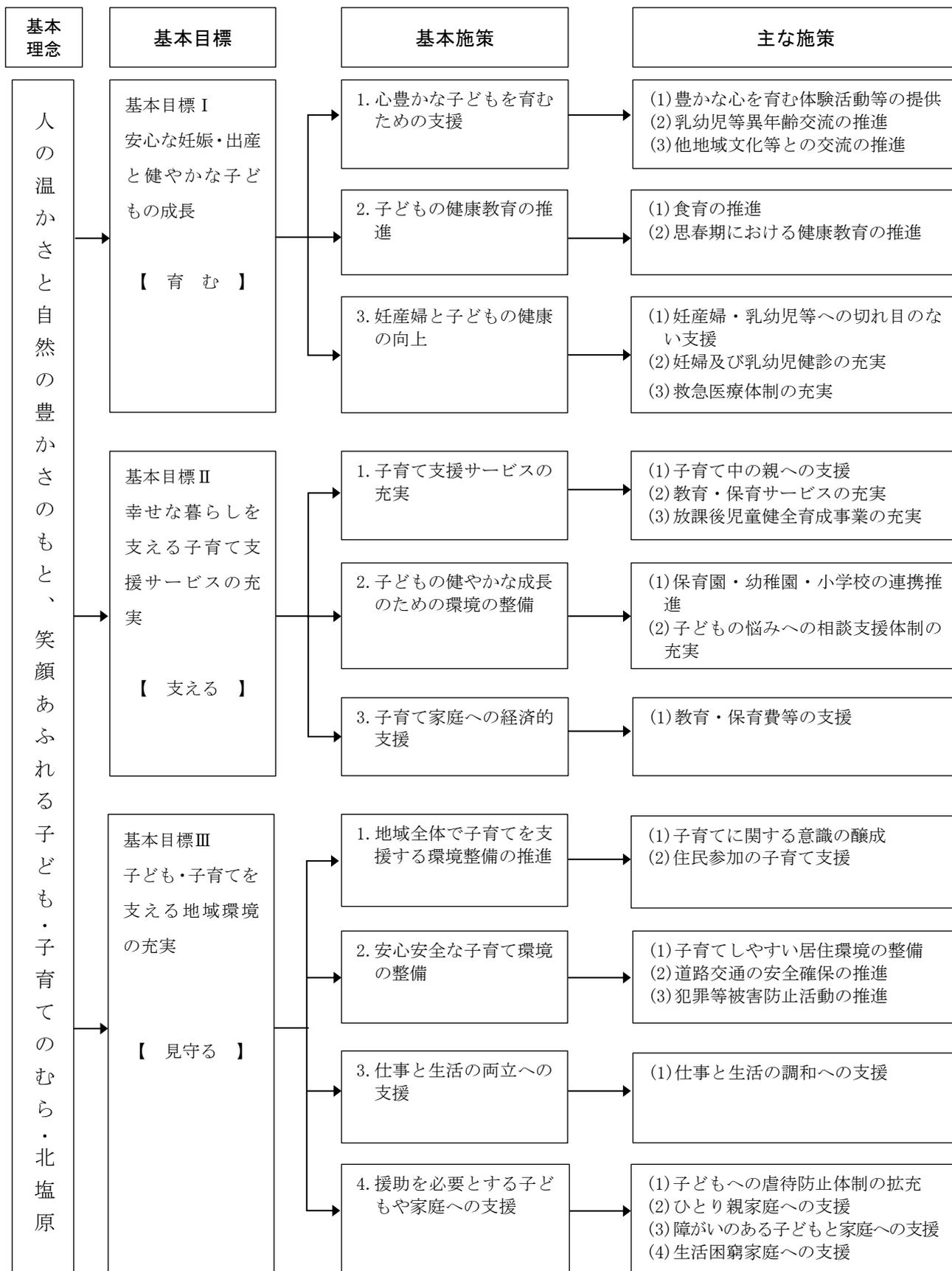
就労の有無に関わらず、すべての保護者が安心して子育てできるように、教育・保育施設等の充実を図るとともに、学校や地域、行政など関係機関が連携して子どもと子育て家庭を支援する取組を推進します。

○基本目標Ⅲ 子ども・子育てを支える地域環境の充実

子どもは地域の将来を担う人材であり、地域の宝であり、すべての子どもが安心して暮らすことができる環境づくりが、年々、重要となっています。

本村の豊かな自然のもと、子ども・子育てを地域（個人・行政区・学校・企業・行政等）で支え、子どもの安全を地域で見守る取組を推進します。また、すべての子どもの健やかな育ちと発達が保証され、子どもの最善の利益が実現する地域社会づくりをめざします。

3 施策の体系



第4章 子ども・子育て施策の展開

第4章 子ども・子育て施策の展開

基本目標Ⅰ 安心な妊娠・出産と健やかな子どもの成長

基本施策1 心豊かな子どもを育むための支援

(1) 豊かな心を育む体験活動等の提供

子どもは、地域における様々な人との関わりや体験を通して、これからの社会を「生きる力」を身につけるとともに、郷土に対する誇りや愛着を育んでいきます。

本村の地域資源である美しい自然と豊かな文化を活かした活動や世代間交流など、様々な活動機会の提供に努めます。

主な事業・取組	事業・取組の概要
校外活動やスポーツ活動の充実	「生きる力」を育むために、学校教育の場に加え、校外での様々な生活体験や社会体験の提供に努めます。 特に、スポーツは子どもの心身の健全な発達に不可欠な要素であり、教育の場だけでなく家庭生活や地域の中での様々なスポーツ機会の提供に努めるとともに、スポーツ環境の充実に努めます。
体験やボランティア活動の推進	本村の恵まれた自然環境と豊かな地域文化等を活かし、職場体験やクリーンアップ活動、一人暮らしのお年寄りの家の除雪ボランティアなど様々な体験活動やボランティア活動機会の充実に努めます。
子ども向けイベント等の情報提供	広報やインターネット等を通して、子どもの体験活動に関する情報提供に努めます。

(2) 乳幼児等異年齢交流の推進

少子化や核家族化の進行により、乳幼児とふれあう機会が少ないまま大人になり、親となる人が増えていると思われます。

思春期の頃から赤ちゃんとふれあい、子育てを体験することにより、生命の尊さや子育てを楽しんでいる気持ちを高めていくための取り組みに努めます。

主な事業・取組	事業・取組の概要
学校や職場体験での乳幼児とふれあう機会の提供	中学生の職場体験学習などを通して、乳幼児とふれ合う機会や経験の場を提供し、親になるための意識向上を図ります。 また、子育て中の親との交流機会を通じて、自分が成長してきた過程を振り返り、生命の尊さについて考える機会を作る取り組みに努めます。
正しい性知識を醸成する教育の充実	乳幼児とふれ合う機会を通して、思春期の子どもに対する保健指導の充実により、正しい性知識の普及と命の大切さの啓発等に努めます。

(3) 他地域文化等との交流の推進

本村は豊かな地域資源を有し、四季を通じて国内だけでなく海外からも多数の観光客等が訪れています。海外からの観光客は、毎年増加傾向にあります。

国内外の様々な人々との交流の中で、子どもたちがグローバルな視点の習熟を重ね、日本や自分の住む地域に対する魅力や正しい知識を習得し、村に対する誇り、郷土愛の醸成を図ることに努めます。

主な事業・取組	事業・取組の概要
国内・国際交流の推進	<p>国内市区町村との交流活動を推進し、他の地域の人や文化とのふれ合いや交流を深めることで、自分たちの住む地域の魅力の発見や正しい知識の習得に向けた取組みに努めます。</p> <p>本村においては、台湾との国際交流事業、沖縄県東村との姉妹友好都市協定による交流事業、その他国内自治体との交流を推進しています。</p> <p>今後もこうした相互交流事業等を通じた子ども同士の国際交流を推進し、子どもたちの国際社会への興味や関心を醸成し、グローバルな視点の習熟を図るとともに、多様性、文化の違いを認め合う視点、幅広い視野で物事を考える力を身につけることなど、青少年の健全育成に努めます。</p>

基本施策2 子ども健康教育の推進

(1) 食育の推進

正しい食習慣は健康づくりの基本となるものであり、特に子どもにおいては、心身の成長を促し豊かな人間性を育むことにつながります。

食を通じた健やかな成長と豊かな人間性の形成を図るため、地域や関係機関と連携しながら、発達段階に応じた食育の取り組みを進めます。

主な事業・取組	事業・取組の概要
各年齢に応じた食育の推進	<p>食による「こころ」と「からだ」を育むために、保健センター、幼稚園や保育園、家庭や学校・地域が連携した、「食」の情報提供や食育を学習する機会の提供に努めます。</p> <p>また、地域の食材に対する認識を深め、「郷土食」や「伝統食」などの地域の食文化への理解を深める取組みに努めます。</p>
食育の推進	<p>家庭での食事は、単に食するだけでなく家族が集いコミュニケーションを深める重要な時間です。</p> <p>ファースト・フードや外食スタイルが普及する中で、家庭での「食育」の重要性の啓蒙と食を通じた子どもの健やかな成長に努めます。幼稚園においては栄養・栽培活動調理体験、小学校においては栄養士から食に関する講話、中学校においては学校給食週間の実施に努めます。</p>

(2) 思春期における健康教育の推進

思春期の子どもは、身体的、精神的に大きな変化が現れる時期で、スマートフォンなど情報通信機器や SNS に接する時期でもあり社会環境の変化も大きく、心身の不安定や生活習慣の乱れにつながる場合もあります。

思春期の子どもの心と体の正しい知識と情報を伝えるために、学校や関係機関と連携しながら思春期における健康教育を推進します。

主な事業・取組	事業・取組の概要
薬物使用防止教育の充実	薬物使用の低年齢化が進行する中で、発達段階に応じた薬物使用防止教育を実施します。中学生に対しては、外部の専門家を招いた薬物使用防止のための教室開催等を実施します。
思春期の子どもの健全育成事業	青少年を対象とした社会参加を促すための支援やそのための活動への支援、様々な体験機会の提供などにより、青少年の健全育成に努めます。 また、青少年やその家族が抱える悩みやいじめなど、各種の相談事業などを通じた助言や援助を行います。思春期における健康教育・健康づくりの推進として、性教育、自殺対策、薬物乱用防止対策、肥満・痩身等保健教育等を行います。

基本施策3 妊産婦と子どもの健康の向上

(1) 妊産婦・乳幼児等への切れ目のない支援

核家族化の進行によって両親等が身近におらず、妊娠・出産の不安や悩みの相談ができず、少子化により身近に子育て中の家庭も少なく、気軽に相談できる相手も少ないと考えられます。安心して子どもを産み、育てるためには、的確な情報を提供し、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが望まれます。

本村では令和元年 10 月に開設した「北塩原子育て世代包括支援センター」を中心に、妊娠・出産から乳幼児まで、顔の見える関係を築き、相談等を行い、民生委員・児童委員など関係者・機関との連携のもと、妊産婦と乳幼児の心身ともに健康な発達を支援します。

主な事業・取組	事業・取組の概要
子育て世代包括支援センター	妊娠届の受理・母子健康手帳の交付から始まり、面談を通してニーズを把握し必要な支援を行うなど、妊産婦・乳幼児等が切れ目なく必要な支援を受けられるように、情報の収集・発信、相談体制の拡充などに取り組みます。

◇「北塩原村子育て世代包括支援センター」案内チラシ

北塩原村子育て世代包括支援センター 2019年10月保健センター内にOPEN!

妊娠期から子育て期までの専門相談窓口です!

保健師等が妊娠期から子育て期わたるまでの切れ目のない相談と支援を行います。

対象者 ：妊産婦及び 乳幼児とその保護者	内容 ：○妊娠届の受付 ○母子健康手帳の交付 ○支援プランの作成 ○妊娠、出産、子育てに関する相談や情報提供
--------------------------------	--

10月から母子健康手帳の交付が変わります

子育て世代包括支援センター（保健センター内）で交付します。

母子健康手帳交付の際に妊婦さんと面談をして、
ひとりひとりに応じた情報提供や相談を行います。

※他の事業により保健師が不在の場合もあります。

必ずご連絡をいただいた上でお願いします。



遊びスペースも設置!!

子育て世代包括支援センターではあそびのスペース
（乳幼児交流スペース）も設置しました。

おもちゃなどはもちろん、ボールプールでも遊べます。
お気軽に遊びに来てください。



【場所】

北塩原村大字大塩字堀田山8518-93
北塩原村保健センター内

【電話】

0241-28-3733

【時間】

○母子健康手帳の交付、妊娠、出産、子育てに関する相談

月曜日から金曜日（※）8:30~17:15

○乳幼児交流スペース（あそびのスペース）

月・水・金（※）10:00~12:00

火・金（※）13:00~15:00

※祝日は除く。



「母乳やミルクの量がわからない」、「離乳食の作り方を教えてほしい」、「あかちゃんが泣き止まなくて困っている」など様々な相談に応じます。
お気軽に相談ください。

(2) 妊婦及び乳幼児健診の充実

妊娠から出産、育児まで、妊婦や乳幼児が健康に安心して生活ができるよう、妊娠・出産後の母子の定期的な健診や相談、訪問指導などにより、母親と子どもの健康と不安等の解消に努めてきました。引き続き各種健診等を実施するとともに、適宜受診勧奨を行うなど、受診しやすい環境・関係づくりに努めます。

主な事業・取組	事業・取組の概要
妊婦一般健康診査助成	妊婦に対する健康診査の助成により、保護者自身が妊娠中から子どもの発育・発達に対する理解深め、病気や事故を予防し、健やかな育ちを促せるよう切れ目ない支援を行います。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し保護者の不安や悩みを聞き取りながら、子育てに関する情報提供を行うとともに、養育環境の把握等に努め必要なサービスが適切に受けられるよう支援を行います。
乳幼児健康診査事業	乳幼児への健診の充実により、障がいや疾病の早期発見や適切な療育・治療につなげるとともに、保護者自身が子どもの成長・発達を理解し、基本的な生活習慣を確立できるよう支援します。 同時に、保護者の育児の悩みや不安が軽減できるよう支援を行い、子どもの事故予防に対する注意喚起を行います。
妊産婦及び乳幼児訪問指導の実施	妊産婦による体の変化や出産までの妊娠経過・食事についての知識の提供やアドバイスを行い、安心して出産できるよう支援を行います。 さらに必要に応じ、乳幼児の成長の確認と保護者が安心して子育てができよう訪問指導を実施し、支援を行います。
乳幼児の健康相談事業の充実	乳幼児の健康相談やワークショップ等により、乳幼児の健康に関する適切な情報提供及び相談等を行い、保護者の育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児が基本的な生活習慣を身につけ、健康なからだをつくることのできるよう支援を行います。

(3) 救急医療体制の充実

子どもたちがいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、喜多方医師会などと連携し、「休日当番医」及び「第二次救急当番医（休日・夜間に入院治療を必要とする重症患者の救急医療体制）」体制を構築しています。また、「福島県子ども救急電話相談」などの利用推進、インフルエンザ等の流行性疾患予防の情報提供など、関連情報の発信・普及に努めます。

主な事業・取組	事業・取組の概要
救急医療体制（小児）	年間を通して安心して医療を受けられる地域の医療情報の提供に努め、インフルエンザ等の流行性疾患予防に対しても、保健センターを中心に関係機関等が連携し、適切な情報提供に努めます。
福島県子ども救急電話相談	夜間急に子どもの体調が悪くなった時に、電話で子どもの様子を伝えることにより、家庭で可能な対処法などについてのアドバイスや、必要があれば受診可能な医療機関を案内します。

基本目標Ⅱ 幸せな暮らしを支える子育て支援サービスの充実

基本施策1 子育て支援サービスの充実

(1) 子育て中の親への支援

初めて子どもを持った親は、子育ては初めての経験で不安がいっぱいです。子どもの成長とともに、親の子育ても成長できるように支えていくことが大切です。

北塩原村保健センター内に開設した「子育て世代包括支援センター」を中心に、妊娠・出産から子育てまで顔の見える関係を築き、相談や情報提供などにより子育て中の親に寄り添いながら子育てを支援します。

また、住民参加・相互支援によるファミリー・サポート・センター事業やホームスタート事業については、早期立ち上げや体制の充実が期待できる広域利用を含めて事業実施に努めるとともに、支援を提供する「提供会員」の育成に努めます。

主な事業・取組	事業・取組の概要
地域子育て支援拠点事業等の拡充	北塩原村保健センター内に開設した「子育て世代包括支援センター」において、家庭で子育てをしている保護者に交流と育児相談の場を提供し、育児に関する不安や悩みの解消と保護者同士の交流を促進する取り組みを推進します。 また、妊娠や出産、子育てに関する情報を収集し、保護者等が必要と情報の的確な発信に努めます。
親への子どもを育てる力の育成	乳幼児健診や家庭訪問、相談事業や子育て講演会、本の読み聞かせ会、栄養食育教室など各種講座の開催等を通して、子どもへの接し方や親子のふれあい、子育ての楽しさを実感するとともに、子育ての悩みの解消など、親の子育て力の向上や保護者が気軽に相談できる体制づくりを図ります。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う本事業について、近隣自治体との広域利用などによる事業実施に努めます。
ホームスタート事業	「外出しづらい」、「頼れる人が身近にいない」等の悩みを持つ未就学児のいる家庭をボランティアが訪問し、子育て中の親を支える事業です。近隣自治体との広域利用などによる事業実施に努めます。

(2) 教育・保育サービスの充実

共働き世帯の増加などを背景に、教育・保育施設の利用意向が高まっており、長時間・遅い時間まで希望する世帯の割合が徐々に増えています。課題として正規職員不在時の教育・保育の質の低下、帰りが遅いことによる家庭教育の時間が少なくなる等が挙げられます。

村民の様々な子育て支援ニーズを把握するとともに、本村における質の高い教育・保育の提供に努めます。

子ども・子育て世帯の教育・保育等ニーズを把握し、より質の高い教育・保育サービスの提供を図ります。

主な事業・取組	事業・取組の概要
子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の充実	子どもとその保護者が希望する教育・保育が受けられるよう、質の高い教育・保育サービスの提供、環境整備に努めます。 また、保育士等の研修や施設間の連携などの充実を図りながら、教育・保育の質的向上に努めます。
延長保育・一時預かり事業等の検討・実施	保育所、幼稚園における延長保育等は、子育て家庭支援の重要な事業として継続して取り組んでいきます。 冠婚葬祭や保護者の傷病・入院、妊娠や出産など、家庭において一時的に保育ができなくなった子どもについて、緊急・一時的な預かり保育について、近隣自治体との調整も含め、ファミリー・サポート・センター等他の事業の導入・活用に向けて検討していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業の充実

共働きなどにより保護者が昼間に家庭にいない児童について、放課後や長期の休みにおける児童の居場所づくりと健全な育成に向けた児童クラブの充実に努めます。

主な事業・取組	事業・取組の概要
放課後学童保育事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により、昼間に家庭にいない小学校児童の健全な育成を図るために、授業終了後に学校施設や幼稚園などを利用して、学童保育指導員により適切な遊びと生活の場を与えて、児童の健全な育成に努めます。

基本施策2 子どもへの健やかな成長のための環境の整備

(1) 保育園・幼稚園・小学校の連携推進

幼児期から小学校へと、子どもの発達や学びの連続性を保障するために、保育園・幼稚園と小学校との連携の推進に努めます。

主な事業・取組	事業・取組の概要
保育園・幼稚園・小学校の交流推進	保育園・幼稚園・小学校の相互交流により、子どもたちが目的意識を持って自分らしく生きる能力や態度の芽生えを養い育てるための、教育・保育の質的向上に向けた取り組みに努めます。

(2) 子どもの悩みへの相談支援体制の充実

子どもを取り巻く社会環境が大きく変化している中で、不登校やいじめ、非行など子どもが抱える問題・課題は多様化・深刻化しているように思われます。

このような問題の早期発見・未然防止や対応に向けて、スクールカウンセラーの派遣により子どもの悩みへの相談・アドバイスを行うなど、相談支援体制の充実に努めます。

主な事業・取組	事業・取組の概要
問題行動の早期発見・未然防止	必要に応じて県のスクールカウンセラー派遣事業など、子どもの悩みへの相談・指導などを通じた問題行動の早期発見・未然防止、適正対応に努めます。

基本施策3 子育て家庭への経済的支援

(1) 教育・保育費等への支援

ニーズ調査において、子育てに関して日頃悩んでいることや気になることで「子育てのための経済的負担が大きいこと」が24.4%と上位にあげられています。

主な事業・取組	事業・取組の概要
結婚祝金・出産祝金・子育て祝金	婚姻をした夫婦、子どもの誕生、入園・入学を祝福し健やかな成長を願い子育て家庭を継続して支援するとともに、福祉の増進を図るために、各種祝金を継続して行います。
児童手当	子育ての経済的負担を軽減し、安心して子どもを産みが育てられる社会をつくるために児童手当を支給します。
乳幼児及び児童医療費の助成	満18歳未満の乳幼児及び児童に対する医療費の助成を行っています。今後も、乳幼児及び児童健康の保持・増進を図るため、医療費の助成を継続して行います。
保育料等の減免	保育園保育料について、村独自の軽減措置や多子世帯軽減措置による減免について継続して行います。

基本目標Ⅲ 子ども・子育てを支える地域環境の充実

基本施策1 地域全体で子育てを支援する環境整備の推進

(1) 子育てに関する意識の醸成

ニーズ調査から母親の就労が増え、共働き世帯が増加している結果となっています。また、核家族化の進行により、子育て家庭は孤立感や、子育てに関する不安や負担を感じるケースが少なくないと思われます。

男女共同参画事業の推進や子どもの権利を尊重する意識づくりなど、子育てを地域で支える意識づくりの取り組みを推進します。

主な事業・取組	事業・取組の概要
男女共同参画事業の推進	家族を構成する男女が相互に協力し、子育てに取り組む意識への啓発に努めます。
子どもの権利の尊重	子どもの権利等の教育推進、児童福祉月間による啓発等子どもの権利に関する啓発を行います。 また、不登校やひきこもり状態にある子ども等への支援として、関係機関による青少年総合支援、ひきこもり支援、いじめ・不登校対策、非行防止対策、立ち直り支援等に努めます。

(2) 住民参加の子育て支援

子どもは地域の未来を創る担い手であり、子育て家庭とともに地域社会としても子どもの健やかな育ちと子育てを支えることが大切です。

民生委員・児童委員による身近な相談・支援体制の周知を図ることや、相互援助活動により子育てを支援するファミリー・サポート・センター事業の実施検討など、地域住民の子育て支援への参加を推進します。

主な事業・取組	事業・取組の概要
民生委員・児童委員活動	民生委員（児童委員）や主任児童委員は、地域の身近な相談者としての認知度を高め、相談しやすい環境の整備に努めるとともに、保護者と教育・保育施設や地域、行政等の連携を図り、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
学校支援地域本部事業の推進	将来を担う子どもの健やかな成長を支援するため、学校支援地域本部のコーディネーター及び登録ボランティアの増員を図ります。
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う本事業について、近隣自治体との広域利用などによる事業実施に努めます。

ホームスタート事業（再掲）	「外出しづらい」、「頼れる人が身近にいない」等の悩みを持つ未就学児のいる家庭をボランティアが訪問し、子育て中の親を支える事業です。近隣自治体との広域利用などによる事業実施に努めます。
---------------	---

基本施策2 安心安全な子育て環境の整備

(1) 子育てしやすい居住環境の整備

安心して子育てできる村であるためには、子育てしやすいための居住環境の整備にも留意する必要があります。

子育て家族を対象とした村営住宅や、親子が安心して遊べる環境を確保するための公園や広場、ベビーカーでも利用できる施設や安全な道路・歩道など、居住環境の整備に努めます。

主な事業・取組	事業・取組の概要
利用しやすい施設の整備	妊婦や幼児連れ等が安心して外出できるよう、施設のバリアフリー化や利用しやすい道路や歩道の整備など、安心して利用できる施設の整備に取り組みます。
移住促進住宅取得支援事業	村外から村へ移住し、居住のために住宅を取得する際の費用の一部を村及び県が補助します（若年世帯・子育て世帯や村内就業など諸条件を満たせば最大200万円）。
村営住宅の整備	核家族化の進展する中で、村営住宅を低廉な家賃で提供し、子育て家庭が安心してゆとりある生活を営むことができるよう、今後も居住の安定に配慮した住宅の供給のため、村営住宅の整備に努めます。
公園や広場の整備	公園・緑地の整備を進めるとともに、既存施設の開放など、子どもが安心して遊べる安全、安心な環境作りに努めます。
自然を活かした子育て環境の推進	子どもたちが自然の中で伸び伸びとスポーツや体験・交流などを楽しむことができるよう、自然を活かしたスポーツ・レクリエーション環境充実に向けた取り組みに努めます。

(2) 道路交通の安全確保の推進

本村には平成30年度には年間266万人以上の観光客が訪れており、週末や連休、四季折々の観光シーズンには自動車等の交通量が増大します。

子どもを交通事故から守るため、地域団体や関係機関と連携しながら、通学路における交通安全指導や交通安全教室における指導を行うとともに、道路や歩道等の整備を図り、子どもの交通安全の確保に努めます。

主な事業・取組	事業・取組の概要
安全な道路環境の整備	通園や通学、子どもや親子が安心して外出できる交通環境のために、道路や歩道の整備に努めます。

交通安全教育の推進	事故を起こさない、事故に遭わないための地域住民一人ひとりの交通ルールの遵守、交通マナーの向上のための日頃からの安全意識を高めるための機会づくりを推進します。
冬期間の雪対策	本村は特別豪雪地帯に指定されており、例年12月から3月にかけては長い降雪期間となるため、主要道路である国道459号、(主)米沢猪苗代線、(主)会津若松裏磐梯線をはじめとする基幹道路や集落間、集落内等の交通確保に努め、冬期間の村民の通勤や通学・子どもの通園等に支障がでないよう迅速な除雪作業の実施に努めます。

(3) 犯罪等被害防止活動の推進

地域コミュニティの希薄化が進む中、地域で子どもの安全を見守る活動はますます重要となっています。さらに近年は情報化社会の進展により、SNS等による犯罪や被害への対処も重要となっています。

小中学校等での安全確保はもちろんのこと、地域における子どもの安全を確保するため、地域や学校、警察や行政等が協力し防犯活動や防犯教育・対策等を推進します。

主な事業・取組	事業・取組の概要
防犯活動の推進	子どもが犯罪に関わらない、巻き込まれないために地域の連帯感と信頼感を深めていくことが重要です。 「地域が子どもを守る」という意識の醸成とともに、防犯協会をはじめ、家庭や学校、行政や企業等、県等との連携した防犯活動に努めます。
防犯に関する情報提供	地域に向けて防犯に関する情報の提供を進めるために、近隣の自治体や警察署等とも連携しながら、犯罪情報の提供と犯罪防止策の推進に努めます。
情報活用能力（リテラシー）の向上	インターネットやスマートフォンなど情報化社会を安全に利用するため、判断力の育成や被害防止対策など、学校や関係機関の協力のもと適切な教育・対策を講じます。

基本施策3 仕事と生活の両立への支援

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への支援

共働き世帯が増加している現在の社会では、男性も女性も仕事と子育ての両立ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考えを一層浸透していくことが大切です。しかし、ニーズ調査において母親の育児休業制度の取得状況は53.3%で、所得しなかった理由として「職場に育児休業の制度がなかった」（42.9%）など、事業所の理解と協力が不可欠です。また、父親の取得率は4.8%と低い結果となっています。

各種制度の周知など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取り組みの充実を図ります。

主な事業・取組	事業・取組の概要
男女共同参画推進事業の推進	男女がともに働きやすい職場環境づくりへの取り組み事例を広く周知し、他事業者への波及促進を図ります。 また家庭生活や子育てにおける男女の関わり方について、男女共同参画の精神の醸成に努めます。
仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	ワークライフバランスに配慮した働き方の普及促進として、国や県、企業、関係機関と連携し、国の助成制度の周知を図りながら、事業所内保育の推進、育児休業制度、再就職の支援・再雇用及び労働時間短縮促進の啓発に努めます。
病児保育一時預かり事業	子どもが病気又は病気回復期にあり集団生活が困難な場合などにおいて、近隣自治体と調整・協議、保護者の就労先の理解・対応の啓発を行っていきます。

基本施策4 援助を必要とする子どもや家庭への支援

(1) 子どもへの虐待防止体制の拡充

子どもや家庭を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、子どもの虐待の未然防止・早期発見・早期対応に努めるため、福祉や保健、医療、教育等の関係機関の連携を深め、情報を共有し、訪問や指導・助言、援助等の支援を行っていきます。

主な事業・取組	事業・取組の概要
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等を通じた養育支援を必要とする家庭の早期把握に努め、支援が特に必要と判断した家庭に対しては、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行います。 また、地域における児童虐待防止の普及啓発、育児困難感を持つ親の早期発見・早期支援、警察や児童相談所等関係機関の連携強化、家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する支援を行います。

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭では、仕事と子育ての両立は必要不可欠です。両立に向けて様々な支援を行うことが求められます。

本村では、ひとり親家庭等に対して、「ひとり親家庭福祉相談」での相談や助言・指導や情報提供を行う他、「児童扶養手当」、「ひとり親家庭医療費助成事業」により経済面の支援を行っています。引き続きこれら事業の実施を図るとともに、各種制度等の普及に努めます。

主な事業・取組	事業・取組の概要
ひとり親家庭福祉相談	母子家庭等が抱える子どもや家庭内の様々な相談に対して、助言や指導、実情に応じた効果的な就業相談や職業紹介の実施、就職に有利な資格取得を目指すひとり親への給付金制度等の情報提供を行います。
児童扶養手当	離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父、もしくはこれらの母や父に代わって養育している人に対して、児童扶養手当法に基づいて、生活の安定と自立を促進し子どもの健全な育成を図るための児童扶養手当を支給します。
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の親に対し、医療費の保険診療分の自己負担額のうち、同一受診月ごとに世帯の全員がかかった医療費の合算が1,000円を超えた金額を助成します。※児童分の医療費は乳幼児・児童医療費で助成します。

(3) 障がいのある子どもと家庭への支援

障がいのある子どもが、安心して生活できるよう、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援が必要です。

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもを早期に発見し、相談・指導等を行うことができるよう、「妊婦及び乳幼児への健康診査」や「障がい児を持つ家庭への支援」などの取り組みの充実に努めます。

主な事業・取組	事業・取組の概要
妊婦及び乳幼児への健康診査の実施	障がいの原因となる疾病や事故の予防に努めるとともに、妊婦及び乳幼児に対する健康診査による障がいの早期発見と適切な治療のための支援を行います。
障がい児を持つ家庭への支援	障がいのある児童をもつ家庭に対する様々な情報提供や、児童の健全な発達のための支援、サポートを交えながら悩みを持つ家庭との交流などの支援を行います。 また、発達障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための支援として、発達障がいについての正しい情報や社会的支援の必要性についての普及啓発、早期発見・相談支援等に努めます。

(4) 生活困窮家庭への支援

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

支援が必要な子どもやその家庭が適切な支援が受けられるよう、個々の家庭を取り巻く状況について把握し、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労支援」及び「経済的支援」に重点を置き、子どもの成育環境の改善や教育環境の整備・充実など、切れ目のない支援となるよう、各種子育て支援施策を推進します。

主な事業・取組	事業・取組の概要
教育・学習の支援	奨学金や教育無償化等による負担軽減、生活困窮世帯への学習支援等を行います。
地域で支える仕組みづくり	近隣町村と連携・協議し、子どもの居場所づくり、支援制度の普及啓発に努めます。
就学援助（要保護・準要保護家庭への援助）	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品、修学旅行費、給食費等の就学援助を行います。
育英事業	経済的理由により就学が困難な者に対し、奨学金を貸与します。（高等学校、短期大学（専門学校含む）、大学に在学する者）
生活福祉資金貸付制度	社会福祉協議会において低所得者世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に貸付を行っています。

第5章 子ども・子育て支援給付

第5章 子ども・子育て支援給付

1 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援事業計画において、「量の見込み」および「確保の方策」を設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

◇区域設定の考え方

①目的	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を決定する単位として設定
②設定の際の条件	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案
③区域の広さの考え方	保護者や子どもが居宅より移動することが可能な区域

本村では、第1期計画において、現在の教育・保育施設の配置状況や地域の実情を考慮して、教育・保育の量の把握の区域と同様の、「さくら小学校区」と「裏磐梯小学校区」の2つの小学校区単位に設定しています。

第2期計画においても、この考えを踏襲し、「さくら小学校区」と「裏磐梯小学校区」の2つの地区として教育・保育提供区域を設定いたします。

2 教育・保育及び地域型保育について

(1) 教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもについて、幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分けられます。

①施設型給付

施設型給付の対象事業は、「幼稚園」、「保育所」、「認定こども園」の教育・保育施設となります。

②地域型保育給付

市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付の対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」の4種類となります。

区 分	概 要
家庭的保育事業	事業主体 : 市町村、民間事業者等 保育実施場所等 : 保育者の居宅、その他の場所、施設 認可定員 : 1人～5人
小規模保育事業	事業主体 : 市町村、民間事業者等 保育実施場所等 : 保育者の居宅、その他の場所、施設 認可定員 : 6人～19人
事業所内保育事業	事業主体 : 事業主等 保育実施場所等 : 事業所の子ども＋地域の保育を必要とする子ども（地域枠）
居宅訪問型保育事業	事業主体 : 市町村、民間事業者等 保育実施場所等 : 保育を必要とする子どもの居宅

3 教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」と「確保方策等」について

幼児期の学校教育・保育について、将来の利用希望を把握し、計画期間内に必要な施設や事業を確保する必要があります。

令和元年度のニーズ調査をもとに教育・保育におけるニーズ量を推計するとともに、これまでの利用実績を踏まえて「量の見込みを」を設定し、その確保に努めます。

◇今後5年間の教育・保育の量の見込み（人）

教育・保育提供区域	1年目（令和2年）				2年目（令和3年）				3年目（令和4年）						
	3～5歳		0～2歳		3～5歳		0～2歳		3～5歳		0～2歳				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号				
	教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり	
幼児期の学校教育の利用希望が強い		左記以外	0歳	1～2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い		左記以外	0歳	1～2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い		左記以外	0歳	1～2歳	
全体	8	43		38		8	55		29		8	52		29	
		37	6	9	29		47	8	9	20		44	8	9	20
小学校区 さくら	5	35		25		7	44		23		7	41		23	
		32	3	5	20		40	4	5	18		37	4	5	18
小学校区 裏磐梯	3	8		13		1	11		6		1	11		6	
		5	3	4	9		7	4	4	2		7	4	4	2

教育・保育提供区域	4年目（令和5年）				5年目（令和6年）					
	3～5歳		0～2歳		3～5歳		0～2歳			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号			
	教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり	
幼児期の学校教育の利用希望が強い		左記以外	0歳	1～2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い		左記以外	0歳	1～2歳	
全体	8	52		29		7	47		29	
		44	8	9	20		40	7	9	20
小学校区 さくら	7	41		23		6	38		23	
		37	4	5	18		34	4	5	18
小学校区 裏磐梯	1	11		6		1	9		6	
		7	4	4	2		6	3	4	2

4 教育・保育及び地域型保育の推進

本村には「さくら小学校区」と「裏磐梯小学校区」と2つの教育・保育の提供区域が設定されていますが、現在、保育所は「さくら小学校区」に1か所となっています。保育施設の需要を判断しながら、「裏磐梯小学校区」への整備について検討していきます。

また、教育・保育施設の整備検討とともに、提供する教育・保育の質の向上に向けて「保育士や教諭の研修の充実」、「処遇改善を始めとする労働環境への配慮」、「教育・保育施設への適切な指導監督、評価等の実施」、「自己評価、関係者評価、第三者評価を通じた運営改善」などの取り組みを推進します。

第6章 地域子ども・子育て支援事業

第6章 地域子ども・子育て支援事業

1 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策等」について

ここでは、コーホート変化率法*により推計した将来児童数をもとにニーズ調査による各事業のニーズ量を算出し、過去の実績を踏まえて量の見込みを設定しています。

※コーホート変化率法：各コーホート（同じ年または同じ期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

①利用者支援事業（全域）

本村では令和元年10月1日に北塩原村保健センター内において「子育て世代包括支援センター」を開設し、専任職員（保健師）により専門的な相談等に対応しています。引き続き、子育て世代包括支援センターにおいて、利用者支援事業に取り組んでいきます。

単位：か所

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 域	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0

②時間外保育事業（延長保育）（小学校区）

本村ではこれまで芙蓉保育園において月平均25人（平成30年度）の利用がありました。令和元年度ニーズ調査や利用実績、入園申込を踏まえ、月平均22～25人と設定した令和2年度以降の「量の見込み」に対し、充分確保できる見込みです。

単位：人

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
さくら 小学校 区	①量の見込み	21	23	22	22	20
	②確保方策	21	23	22	22	20
	②－①	0	0	0	0	0
裏磐梯 小学校 区	①量の見込み	1	2	2	2	2
	②確保方策	1	2	2	2	2
	②－①	0	0	0	0	0

③放課後児童健全育成事業（小学校区）

平成30年度の平均利用者は、さくら小学校区「さくら児童クラブ」は30人、裏磐梯小学校区「裏磐梯児童クラブ」は6人となっています。

これまでの利用実態と令和元年度ニーズ調査結果もとに量の見込みを下表のとおり推計し、確保を図ります。

単位：人

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
さくら 小学校 区	①量の見込み	48	41	42	45	51
	②確保方策	48	41	42	45	51
	②-①	0	0	0	0	0
裏磐梯 小学校 区	①量の見込み	21	18	17	17	20
	②確保方策	21	18	17	17	20
	②-①	0	0	0	0	0

④子育て短期支援事業（小学校区）

保護者が疾病やその他の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合、又は経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

本村では該当者はなく、また、令和元年度ニーズ調査による推計値も「0人」であることから、「量の見込み」は「0人」と設定します。なお、該当者が見込まれる場合に向けて、広域的な対応やファミリー・サポート・センター事業等による対応などを検討していきます。

⑤地域子育て支援拠点事業（小学校区）

令和元年度に保健センター内に開設した「子育て世代包括支援センター」において、育児相談、子育てサークルの支援、施設開放、広報活動を行っていきます。令和元年度ニーズ調査結果もとに量の見込みを下表のとおり推計し、確保を図ります。

単位：人(延べ)

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
さくら 小学校 区	①量の見込み	144	120	120	120	120
	②確保方策	144	120	120	120	120
	②-①	0	0	0	0	0
裏磐梯 小学校 区	①量の見込み	108	96	96	96	96
	②確保方策	108	96	96	96	96
	②-①	0	0	0	0	0

⑥一時預かり事業（小学校区）

◇一時預かり事業（幼稚園型）

平成30年度の幼稚園における預かり保育の利用者（実人数）は、さくら小学校区「さくら幼稚園」は27人、裏磐梯小学校区「裏磐梯幼稚園」は5人であり、令和元年度ニーズ調査による推計とこの利用実績を踏まえ、量の見込み（延べ人数）を下表のとおり設定し、その確保を図ります。

単位：人（延べ）

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
さくら小学校区	①量の見込み	8,257	10,269	9,554	9,514	8,794
		(32)	(39)	(37)	(37)	(34)
	②確保方策	8,257	10,269	9,554	9,514	8,794
(32)		(39)	(37)	(37)	(34)	
	②－①	0	0	0	0	0
裏磐梯小学校区	①量の見込み	1,503	1,974	1,802	1,842	1,675
		(6)	(8)	(7)	(7)	(6)
	②確保方策	1,503	1,974	1,802	1,842	1,675
(6)		(8)	(7)	(7)	(6)	
	②－①	0	0	0	0	0

※下段の（ ）は1日あたりの利用者数（人）＝年間利用者数／（52週×5日/週）

◇一時預かり事業（一般型（幼稚園型を除く））

本村においては、これまで芙蓉保育園では一時預かり事業の利用はありませんでした。しかし、令和元年度ニーズ調査結果によると、家庭において一時的に保育をすることができない場合の幼稚園型以外の一時預かりについて、村全体で1日あたり1.4人の利用意向があると推計されることから、喜多方広域圏内で利用可能なファミリー・サポート・センター等を活用して利用意向に応じた確保に努めます。

単位：人（延べ）

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
さくら小学校区	①量の見込み	342	373	356	355	335
		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	②確保方策	342	373	356	355	335
(1)		(1)	(1)	(1)	(1)	
	②－①	0	0	0	0	0
裏磐梯小学校区	①量の見込み	101	98	94	95	88
		(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.3)
	②確保方策	101	98	94	95	88
(0.4)		(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.3)	
	②－①	0	0	0	0	0

※下段の（ ）は1日あたりの利用者数（人）＝年間利用者数／（52週×5日/週）

⑦病児病後児保育事業（小学校区）

病児・病後児保育事業は、本村においては未実施となっておりますが、令和元年度ニーズ調査による見込み量は下表のとおりです。

現在、本村内に対象となる施設はありませんが、今後、近隣自治体との調整を図り、広域利用などによる事業実施について検討を図ります。

単位：人（延べ）

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
さくら 小学校 区	①量の見込み	304	331	316	315	298
		(1.2)	(1.3)	(1.2)	(1.2)	(1.1)
	②確保方策	304	331	316	315	298
	②-①	0	0	0	0	0
裏磐梯 小学校 区	①量の見込み	72	79	75	76	71
		(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)
	②確保方策	72	79	75	76	71
	②-①	0	0	0	0	0

※下段の（ ）は1日あたりの利用者数（人）＝年間利用者数／（52週×5日/週）

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（小学校区）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、本村においては未実施のため利用実績はなく、また、令和元年度ニーズ調査（国基準：5歳児の放課後の利用）による推計値も「0人」となっています。

今後、広域利用などによる事業実施について検討を図ります。

⑨妊婦一般健康診査（全域）

妊婦一般健康診査の平成30年度の実績は23人となっています。

令和2年度以降の本村の出生者数は10～11人と推計され、この出生者数（×15回）を量の見込みとして設定し、その確保を図ります。

単位：人回

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 域	①量の見込み	165	165	165	165	150
	②確保方策	165	165	165	165	150
	②-①	0	0	0	0	0

⑩乳児家庭全戸訪問事業（全域）

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することとして量の見込みを設定し、その確保を図ります。

単位：世帯

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 域	①量の見込み	11	11	11	11	10
	②確保方策	11	11	11	11	10
	②-①	0	0	0	0	0

⑪養育支援訪問事業（全域）

本村の本事業の実績は、近年は0人となっており、また令和元年度ニーズ調査による推計値も「0人」であることから、「量の見込み」は「0人」と設定します。なお、支援が必要な家庭が見込まれる場合には、子育て世代包括支援センターを中心に関係機関と連携により早期発見・早期支援に努めるものといたします。

⑫物品の購入等に係る助成事業（全域）

本村ではこれまで月平均13人（平成30年度）の利用がありました。これまでの実績や現在の利用人数、今後の児童数の見込みから算出しました。

単位：人

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 域	①量の見込み	10	9	9	9	9
	②確保方策	10	9	9	9	9
	②-①	0	0	0	0	0

⑬多様な主体の参入促進事業（全域）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本村では芙蓉保育園の開園以降民間参入の動きはありませんが、今後、地域の状況や民間事業者の参入の状況に応じて検討していきます。

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

1 計画・事業の周知

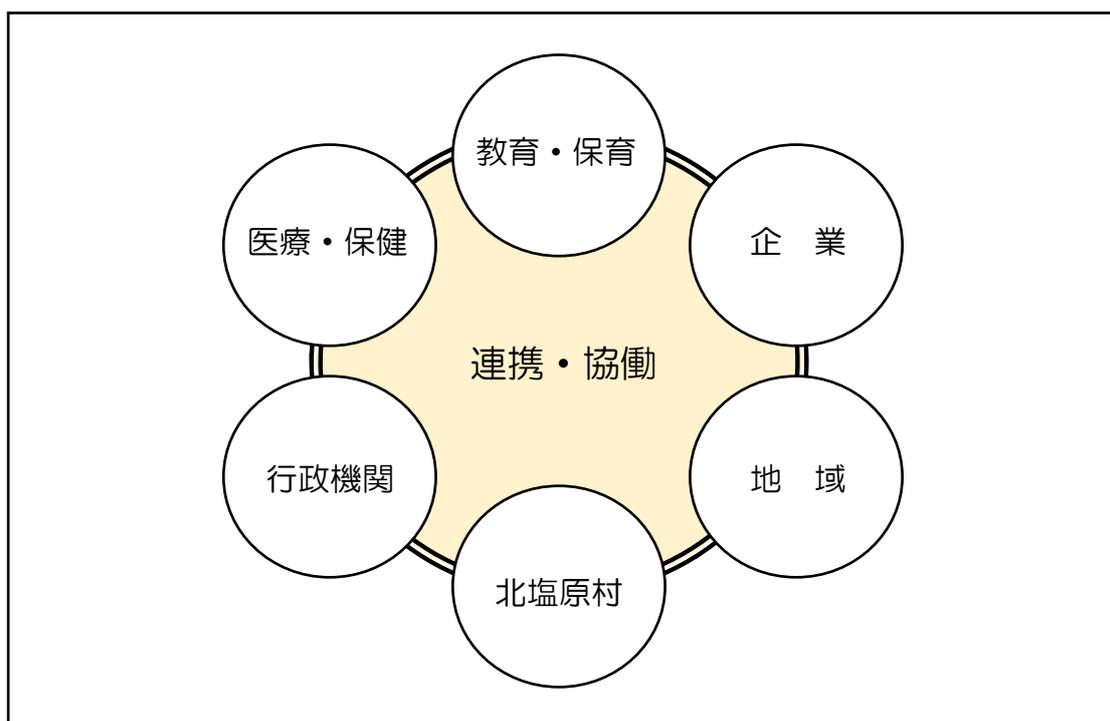
ニーズ調査において、「乳幼児・児童医療費助成」や「児童手当」は9割を超える高い認知度となっている一方で、「沖縄・台湾交流事業の補助」(35.6%)や「多子世帯保育料軽減」(33.3%)、「児童扶養手当」(31.1%)など、認知度が低い事業が見受けられます。

本計画は子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本計画や各種事業について、村ホームページや広報誌など様々な媒体を活用して、広く住民に伝え周知を図ります。

2 関係機関との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら、子育て家庭や地域とともに、地域の実情に応じた取り組みを進めていくことが望まれます。また、喜多方市や会津若松市、猪苗代町など広域体制による連携により事業を検討・実施していくことも必要です。

妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを中心に、医療や保健、教育・保育、地域、企業、行政などの各関係機関が連携・協働し、取り組んでいきます。

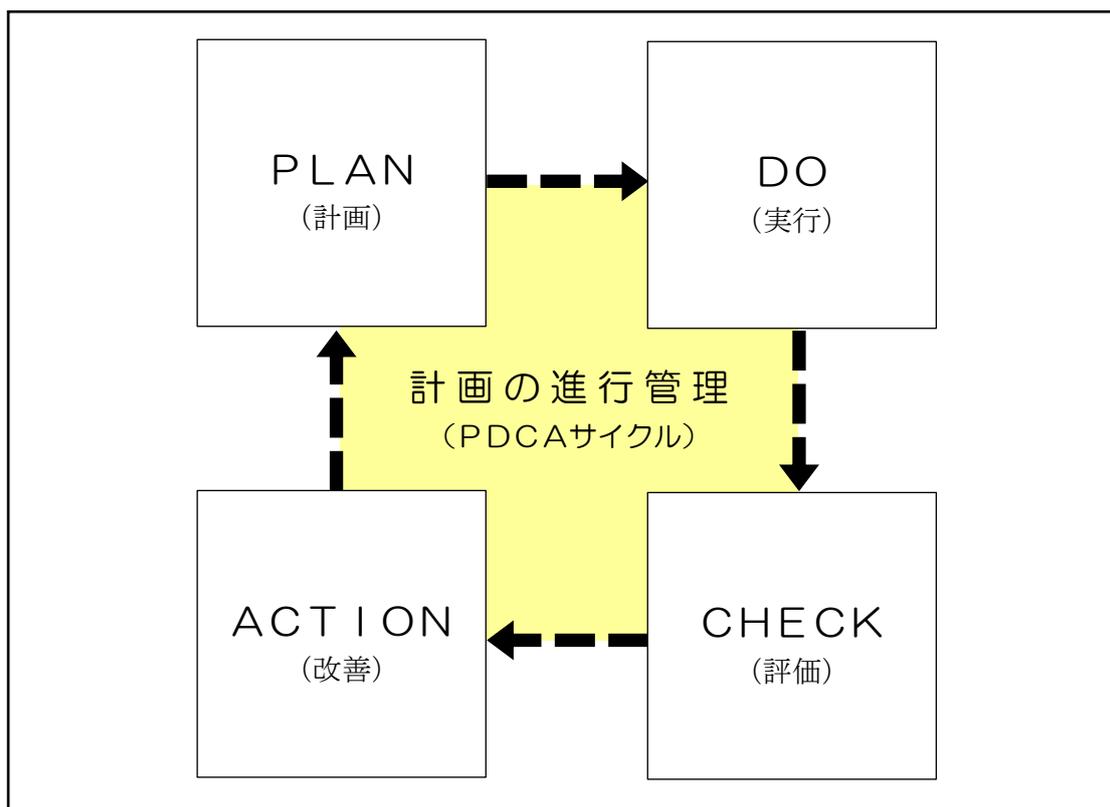


3 計画の実施状況の点検・評価

毎年度、各事業の所管課が事業の進捗状況等を点検・評価します。この評価結果については、子ども・子育て支援担当課を中心に構成する全庁的な検討組織に報告するとともに必要な改善策について協議し、計画の見直しを行い、事業の進行を管理します。

なお、計画と実績との乖離がある場合や、国の制度改正による事業の変更・新設等がある場合には、「北塩原村子ども・子育て会議」における協議を踏まえ、本計画の見直しを行います。

上記の状況等については、村ホームページで公表します。



資 料

資料

1 計画策定までの経過

年度	期 日	内 容
令和元年度 令和2年度	令和元年 5月27日～6月14日	(計画策定に係るニーズ調査の実施)
	10月25日	第1回 北塩原村子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期計画策定の趣旨等について ・ 第1期計画における現状について ・ 第2期計画策定に係るアンケート調査結果概要及び結果報告について ・ 第2期計画の骨子案について
	12月16日	第2回 北塩原村子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期北塩原村子ども・子育て支援事業計画(案)について
	令和2年 1月17日～31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第2期北塩原村子ども・子育て支援事業計画(案)」についての意見募集(パブリックコメント)
	2月21日	第3回 北塩原村子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期北塩原村子ども・子育て支援事業計画(案)について

2 北塩原村子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズ調査に即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取し、調査審議するため、北塩原村子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 北塩原村子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を1名置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、住民課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 北塩原村子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱（平成 26 年北塩原村訓令第 7 号）は、廃止する。

3 北塩原村子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	所属・職	備考
子どもの保護者	平尾 徹	北塩原村小中学校 PTA連絡協議会長	
	中川 貞昭	北塩原村立さくら幼稚園 保護者会長	
	青木 市治	北塩原村立 裏磐梯小学校PTA会長	
子ども・子育て支援 事業に従事する者	長澤 紀子	芙蓉保育園長	
子ども・子育て支援 に関し学識経験の ある者	目黒 和志	北塩原村学校経営研究協議会長	
	鈴木 勲	会津大学短期大学部幼児教育学科	会長
関係行政機関の職 員	鈴木 小百合	北塩原村立さくら幼稚園副園長	
	五十嵐 美枝子	北塩原村立裏磐梯幼稚園副園長	
	渡部 久子	住民課主幹兼健康づくり班長	
その他村長が必要 と認める者	佐藤 善博	北塩原村議会 経済厚生常任委員会委員長	副会長
	内海 美和子	北塩原村民生児童委員協議会 主任児童委員	
	佐藤 節子	北塩原村民生児童委員協議会 主任児童委員	

任期：令和元年10月25日～令和3年10月24日まで

令和2年3月31日 発行

発行 福島県耶麻郡北塩原村
福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地
TEL (0241) 23-3111 (代表)
FAX (0241) 25-7358
<http://vill.kitashiobara.fukushima.jp>
info@vill.kitashiobara.fukushima.jp

編集 福島県耶麻郡北塩原村住民課